

## 近世前期南九州地域における門の構造と展開

—日向国臼杵郡高千穂郷を対象に—

The Structure and Development of 'Kado' in Early Modern South Kyushu

大賀 郁夫

## 目次

はじめに

## 一 慶長期の門

(一)「竿帳」にみる門の名請状況

(1)「竿帳」記載の特徴

(2)名請人の「格付」

(3)門地の名請状況

(二)給地と蔵入地

むすびにかえて

## 二 在地構造の変容と門

(一)新地開発と永荒地の増加

(二)門編成のパターン

## 三 門の編成と給地

(一)「元禄」検地帳にみる門

(二)岩戸村における門の変遷

(三)門地の出作状況

(四)新たな給地設定

## はじめに

中世後期から近世初頭にかけて、薩摩・大隅・日向・肥後南部な

ど南九州地方に普遍的にみられるた門は、村落結合や百姓の日常生

中世期以来、南九州地域に広くみられた門は、村落結合や百姓の日常生活単位であり、かつ領主の年貢賦課単位であった。その門は、近世期にはいり地域の領主権力によって様々な体制や制度のもとに編成されていった。日向国臼杵郡山間部の門は、慶長期には家父長制的経営体であると同時に年貢の賦課単位として位置づけられていたが、その後新領主有馬氏により新地開発と収奪強化が強行され、また自然災害による飢饉もあり在地構造は大きく変容する。それに伴い門も変化をみせ、特に寛文→延宝期を境に村々では門の再編成が進められる。高千穂郷岩戸村では慶長期に六四門であったが、一七世紀末には編成・消滅の結果六六門に増加すると同時に四組に編成され、この組が年貢賦課単位となっていく。門の編成は地域によって異なり、数門が組に編成されるほかに周辺門と併合して一門となった。また単独の門のまま存続していく門もみられた。新たに再編成された門は、以後領主の年貢賦課単位として、また村内では小村的な百姓の生産・生活の基本単位としてなっていくことを明らかにした。

キーワード：門 竿帳 新地開発 出作 給地・蔵入地

活単位体であると同時に、領主による年貢賦課・徴収の基本的単位であった。近世期になると、門は領主権力の質的差や在地構造の変容を背景に制度化されたり編成されたため、門の形態や機能は各藩によって大きく異なる。例えば鹿児島藩では、門は門経営全体を総括する名頭家と、一般の平百姓である名子家という二種の複数百姓家から構成される擬制的家父長制複合家族による農業経営体であった。藩は慶長期以来内検を強行し、享保内検に至って門高・用夫数など経営条件をほぼ均質・平準化した門を出現させ、藩権力が門を通して百姓を把握し支配するという独自の支配組織である門割制度が生み出された<sup>(1)</sup>。こうした門の研究は、土地制度や郷土制度などと関連して、領主権力による在地支配や村落構造のあり方を究明するために漸次進められてきた。特に鹿児島藩の門割制度については、小野武夫の先駆的著作『旧鹿児島藩ノ門割制度』以降数多くの具体的研究がなされている<sup>(2)</sup>。

これに対して、日向国の門に関しては飢肥藩の門に関する一連の研究があり<sup>(3)</sup>、また延岡藩領臼杵郡の門は桑波田興氏<sup>(4)</sup>や高島緑雄氏<sup>(5)</sup>・二宮哲雄氏<sup>(6)</sup>らによって研究がなされている。なかでも高島氏の論考は、日向臼杵郡の門を取り上げた先駆的なものとして評価できよう。氏は臼杵郡の数か村の門をそれぞれ分析し、門川型(門Ⅱ自然集落)<sup>(7)</sup>、山三ヶ村型(門Ⅱ小村ではなく、自然集落の複合体)、田代村型(門は農民の経営体でも自然集落でもない、門川村型と山三ヶ村型の併存)に分類し、一八世紀以降の形態であるが臼杵郡の門はすべてこの三類型に分類し得るとした<sup>(8)</sup>。また、近世初頭の門として慶長十四年の検地帳が残る臼杵郡高千穂郷岩戸村の門の

分析を行っている。その結果氏は、門を「名子の保有耕地の所在や規模・屋敷保有から百姓経営の家父長制的構造は明らか<sup>(9)</sup>」だとして、「原則的には家父長制的構造をもつ一ないし二以上の経営体が門の基本単位」と位置付けた。しかし、特定の名請人が二以上の門に亘って耕地を保有している例もあることから、慶長期の岩戸村の門は農民の経営体そのものを意味するのではなく、農民の保有耕地の所在を示す呼称に転化しつつあったとし、さらに同村の元禄検地帳<sup>(10)</sup>から、「門はもはや農民の経営体そのものを意味するのではなく、耕地所在の地名に変化している事実をみる<sup>(11)</sup>」と結論づけている。氏は、臼杵郡の大規模門は、中世後期には既に開発による隷属的小農の自立により家父長制的農民経営が解体期に入っており、門は経営体でも自然集落でもない一つの行政村に編成されたという。それと比較して慶長期岩戸村の門は、大規模門に包摂された「小村」であり、元禄期の編成後の門は大規模門に照応するとしている。

一方同郡高千穂郷の五カ所村を対象とした二宮氏は、特に同族組織の発展過程に重点を置いて考察し、門の変容について次のような見解を示している。慶長期、同村には独立した八つの小集落が門として把握され、門ごとに弁指がおかれ、耕地の門相互の入り組みはみられなかった。こうした独立的な耕地を基盤とした小集落を、領主は門として把握した。しかし元禄期までの間に経済的基盤に規定され、次々と分家創出がなされ領主はこれらを「本百姓」として把握した。それと同時に門相互の耕地の入り組みが激しくなり、門別貢租賦課が困難となったため同村は上・下二組に再編成され、門単

位から本百姓単位へと移行した。氏はこの変容の要因を、慶長期に門単位の中世的名主経営の解体から分出してくる分家の創出、隷属農民の自立過程に求めている。<sup>(12)</sup>

両氏とも臼杵郡の門について、中世期の家父長制的農民経営→耕地開発による隷属小農の自立・家父長制的経営の解体→農業経営体の機能喪失→大規模門へ編成、という図式を画いている。しかし、そこには変容した門をいかに編成したかという領主側の視点が全く欠如している。年貢賦課が門単位から本百姓単位へと移行し、門が単なる耕地所在の地名に変化していたのであれば、その後も村落単位として残る門とはどのような性格のものであったか。また領主は、その門をどのように把握し編成しようとしたのであろうか。

こうした素朴な疑問は未解決であり、残されている課題は少なくない。ところがこれらの論考以後、管見の限り、県史や市町村史を除いて本格的に日向地方の門を取り上げた研究はなく、両氏による臼杵郡の門のイメージとその編成過程の図式が再検討されることなく定着してしまっているのが現状である。<sup>(13)</sup>

高島氏は、慶長検地帳に示された名請人の保有耕地の分析はもとより、「元禄」検地帳の分析をも省略するなど、具体的な検討もなのまま推測や断定をされているが、そうした図式を示すのであれば、慶長・元禄期の検地帳に記された門別の耕地名請人の分析は不可欠であり、耕地開発の実体と、それが小農自立や門の編成にどのように作用したのかという具体的検証を行うことが不可欠であろう。

そこで本稿では、臼杵郡高千穂郷岩戸村に残る慶長期および元禄期の検地帳に記された各人の耕地名請状況を再検討し、当該期の門の実相を明らかにする。また慶長期から元禄期に至るまでの間に、門はどのような変遷を遂げるのか、その要因は何であり、領主側は門をどのように編成しようとしたのか等について、郷内のいくつかの門の事例を比較するとともに、給地と門の関係についてもあわせて考えてみたい。

## 一 慶長期の門

日向国臼杵郡高千穂郷は、九州山地の麓、五ヶ瀬川上流域の豊後・肥後国境に位置する山間地域で一八カ村から成り、近世期を通じて延岡藩領に属した。郷高は寛永期六一二三石余<sup>(14)</sup>、元禄期七〇六二石余<sup>(15)</sup>、延享期七〇七九石余<sup>(16)</sup>、明治初年七一二九石余<sup>(17)</sup>、竈数は宝永七年二六〇三軒・人数二万二八七人<sup>(18)</sup>、明治二年三四九八軒・人数二万三二四一人であった。<sup>(19)</sup>

天正十五(一五八七)年、豊前国香春岳より日向国臼杵郡・宮崎郡を与えられ移封された高橋元種は、文禄元(一五九二)年に高千穂郷の在地領主三田井氏を討ち、慶長三(一五九八)年までに残党を一掃した。高橋氏の治世は史料的に明らかにし得ないものが多いが、慶長十四年に検地を実施したことが確認される。しかし現存する当時の検地帳は、高千穂郷岩戸村「岩戸竿帳」(以下、「竿帳」と略記する)<sup>(20)</sup>と七折村「中川村御検地帳控」<sup>(21)</sup>など、山間部に数点残るに過ぎない。<sup>(22)</sup> なおこの「竿帳」は、幕府による「徳川御前帳」徴収と

関連して作成されたものと考えられる。<sup>(23)</sup>ここでは岩戸村「竿帳」を対象に、そこに記載された門別の名請人保有耕地の分析を行うことで、慶長期の門の実相をみていきたい。

(一) 「竿帳」にみる門の名請状況

(1) 「竿帳」記載の特徴

慶長「竿帳」には、宮地門から左右殿門の三九門分一卷と、才田門から西迫門二五門分一卷の計二巻の計六四門が記されている。門の規模は、中江門の三反一畝四歩から黒原門の七町四反三畝二二歩までかなり不均等である。一筆ごとの分米記載はないが、一卷目末尾の集計部分には、田方で下田・下々田合計四反四畝二二歩に對して分米三石五斗七升六合とあり、いずれも一反につき米八斗、また畠方も同じく一反につき上畠が米八斗、中畠六斗、下畠四斗、山畠・切野・永荒各二斗であった。

この「竿帳」によると、田方は二町四反九畝二三歩(一・四三%)のみで、残り畠方は上畠(屋敷地を含む)六町八反七畝五歩(三・九二%)、中畠一〇町六反八畝一六歩(六・一〇%)、下畠五七町四反七畝二一畝(三三・八三%)、山畠七〇町七反六畝二四歩(四〇・四二%)、切野二六町六反五畝二五歩(一五・二三%)、永荒一反二畝一〇歩(〇・〇七%)の計一七二町五反八畝一〇歩である。<sup>(24)</sup>畠方では下畠・山畠が七三・二五%を占める土地柄であった。

具体的な記載例として、宮地門の記載を示そう。

宮地門田地		竿引平四郎	
市ノ原村山丹波給	六間	老畝拾式歩	平四郎作
一下々田	七間		
同所下ノヨリ御蔵入	八間	老畝廿六歩	同人作
一下々田	七間		
同門屋敷畠地			
前平村山丹波給	三十老間	六段四畝式歩	平四郎作
一下畠	六十二間		
右同給			
一屋敷	十一間	六畝廿九歩	めくら
家ノ上右同給	十九間		
一山畠		老畝	めくら
右同給			
一屋敷	六間	式畝	百姓下 平四郎
前平 右同給	十間		
一山畠	十五間	老段	同人作
宮ノ平三所合 右同給	廿間		
一山畠		老段	平四郎作
たうノ尾 右同給			
一山畠		三畝	同人作
ねきノ地 右同給	六間		
一山畠	五十間	老段	同人作

うし石北 右同給	一切野	老段貳畝	同人作	同所	一山畠	老畝	同人作
鳥井ノ平下 右同給	一山畠	老段六畝廿四歩	同人作	ねきノ地	一山畠	九畝拾歩	同人作
小迫ノ頭 右同	一山畠	五畝	平四郎作	同所	一山畠	老段	平四郎作
同所 右同	一切野	老畝	平四郎作	同所	一山畠	老畝	同人作
同所 同給	一切野	老畝	同人作	同所ノ上切野加テ	一山畠	老段七畝	同人作
□ノ平 御蔵入	一山畠	老段	平四郎作	牛石ノ南	一切野	老段貳畝	平四郎作
前平 御蔵入	一山畠	四段五畝拾歩	平四郎作	□ノわき	一山畠	老畝	同人作
一屋敷	一屋敷	七畝拾四歩	めくら	同所下ノ窪	一山畠	八畝	同人作
宮ノ平木戸口	一山畠	三畝八歩	平四郎作	鳥井ノ平ノ上	一山畠	老段五畝廿六歩	同人作
同所	一山畠	三段老畝十六歩	同人作	十七間	下々田 參畝八歩		
宮ノ平	一切野	老畝	平四郎作	廿八間	上畠 老段六畝拾三歩		
同所 貳所合	一切野	老畝	同人作		下畠 六段四畝貳歩		
たうノお	一山畠	老畝	平四郎作		切野 貳段八畝		
一山畠					合畠 數參町 老段八畝十九歩		
					田畠 合三町 貳段 老畝廿七歩		

各門別、田地・畠地別に、検地帳記載形式で順に一筆ごとの耕地の所在(字名)、給人名もしくは蔵入地の別、田畠の等級、間数、畝数(面積)とその名請人名が記載され、一門ごとに田畠別・等級別に集計されている。さらに一巻ずつ、末尾に田畠別、等級別の総畝数が記されている。また、名請人に「百姓下」や「名子上」といった「格付」が記されていることと、給地・蔵入地の別が明記されていることが「竿帳」の大きな特徴といえよう。慶長「竿帳」に記載された六四門の門別名請人をまとめたものが、第1表である。

以下、これらの特徴を通して、慶長期の岩戸村の門の様相についてみていきたい。

## (2) 名請人の「格付」

まず、名請人に付された「格付」についてみてみよう。「竿帳」に記載された総作人数一九三人のうち、この「格付」が確認できる者は一四九人(七七・二%)である。「格付」の内訳は、給人被官・鉄炮衆・牢人・百姓上々・百姓上・百姓中・百姓下・百姓下々・名子上々・名子上・名子中・名子下・名子下々・かしけ・名子かしけ・名子下々かしけ・被官のほか、後家・こしおれ・宿かり・病人・小者・肝煎・めくらなどであり、このうち「百姓下」および「名子下」の者が各二四人宛と最も多く、次いで「かしけ」一七人、「百姓上」一四人、「百姓中」・「名子下々」各一〇人、鉄炮衆九人、名子中八人の順となっている。かつては士分であったと思われる「(給人)被官」や「鉄炮衆」「牢人」「小者」らが一七人であるのに対して、「百姓」ら五八人、「名子」「かしけ」ら七四人と、特に「名

子」「かしけ」らが約五割を占めていることに注意が必要である。

それでは、これらの「格付」と名請畝数の関係をみてみよう。例えば指尾門では、「かしけ」藤十郎を抱える「百姓中」弥十郎の名請畝数が、「名子下」十良や「こしおれ」又三郎、「名子下」市郎のそれを圧倒しているように、原則として「百姓」と付された者は、「名子」「かしけ」等の「格付」の者より多くの名請地を保有していることがわかる。しかし、中には上村門の「名子上」善太のように、「百姓上」源允を凌ぐ名請地を保有する例や、竹ノわき門の「名子下」源太が、「百姓上」金七や「百姓下々」藤太郎を凌ぐ例も散見されるなど、必ずしも名請畝数の大小が「格付」と対応するとは限らない。このことは、この「格付」が、検地が行われた慶長十四年段階において、検地の結果新たに付されたものではないことを示している。「百姓かしけ」「名子かしけ」とあるように、「かしけ」は落ちぶれ(没落)と表現していることから、おそらくは太閤検地時に決定されたものであらうと考えられる。

## (3) 門地の名請状況

門単位で見ると、圧倒的な畝数を名請するの者と、屋敷を所有しない者や無高に近い者で構成されている門では、前者の経営を家父長制的経営とみてよいだろう。こうした観点にたち、「竿帳」に記載された六四門において、各人の名請規模からその経営状況および自立の程度についてみてみたい。

六四門の名請人数をみると、まず一門を一人で名請する門と、複数人で名請する門とに大別できる。前者は5中江門・19上板木

第1表 慶長14年岩戸村「竿帳」にみる名請状況

門名	給人名	格付	名請人	中田	下田	下々田	屋敷	中島	下島	山島	切野	田島計	備考		
1 宮地門	村山丹波 (120石か) 藏入	百姓下	平四郎 めくら 計			3.08	2.00		64.02	209.04	28.00	306.14			
							14.13			1.00			15.13		
2 西門	藏入		又左衛門 三介 五郎兵衛 七家 弥後 計			3.15			47.09	81.08	2.00	134.02			
							3.06		0.25	2.00	3.00	2.00	3.00	2.00	
									3.01	1.00	1.00	1.25	7.07	5.00	
										5.00	5.00	5.00	5.00	153.04	
3 浄現寺門	(藏入カ)	百姓下	計				3.06	6.26	29.20	81.19	21.00	142.11			
4 下岩戸門	甲斐又左衛門 藏入	名子上 百姓下 又左衛門被官 牟人	又左衛門 七介 弥善 弥吉 三介 金兵衛 五郎兵衛 計			20.10	4.00		130.09	86.00	8.00	248.19			
							8.00	7.10	19.08	10.10	2.20	47.18			
							7.10		21.14	20.00	5.00	53.24			
							2.20			2.18	1.00	2.18	16.06		
						3.00		1.10	5.00	5.00	4.10				
							8.00				8.00				
							25.0	15.10	172.11	136.14	16.20	*386.05	*計算上の数字		
5 中江門	左百	百姓下々	加兵衛			20.10	2.00		14.10	8.24	6.00	31.04			
6 指尾門	土師六兵衛 (150石)	百姓中 かしけ 名子下 こしおれ 名子下	弥十郎 藤十郎 金兵衛 五郎兵衛 良 又三郎 市郎 計			4.00	9.10		122.04	144.06	29.20	309.10			
											1.10	3.00	3.00		
									3.18			1.00	3.00	6.18	
									3.06			7.00		3.06	
						4.20		2.20			14.10				
						4.00	20.24		124.24	152.16	37.10	*339.24	*史料上の数字		
7 かくら尾門	三田井左平太	百姓上 名子中 名子下々 名子かしけ 牟人下々	甚五郎 三九郎 与三郎 弥五郎 源五郎 甚介 与次郎 計				6.00		23.16	230.28	20.10	280.24			
							2.25		37.25	21.20	1.10	63.20			
							5.02						5.02		
							3.00					1.00	3.00	11.03	
						5.03			5.00		11.03				
								9.10	32.20		42.00				
							30.8	77.22	67.28		148.28				
							25.08	148.13	358.06	22.20	544.17				
8 あそ原門	甲斐清右衛門	百姓上 名子下々	新介 甚右衛門				8.00	14.22	117.17	124.12	17.20	282.11			
9 大迫門	三田井左平太	百姓下 名子下々	新五郎 源太			4.00	8.10	8.06	34.06	40.05	2.00	96.27			
							4.00	18.06	21.14		43.20				
						4.00	12.10	26.12	34.06	61.19	2.00	*141.17	*含水荒島1畝		
10 城尾迫門	甘木因幡 (1000石)	百姓下々 名子下	十右衛門 弥四郎 権右衛門 計				9.18		28.24	21.15	3.00	62.27			
									6.12	16.02	17.00	39.14			
										19.14	2.10	21.24			
							9.18		34.06	57.01	22.10	124.05			
11 西寺尾門	(藏入カ)	百姓下 名子下々	源二郎 弥三郎 計				4.06	11.18	19.10	48.20	12.00	95.24			
							5.10	4.20	18.00	21.17	39.20	89.07			
							9.16	16.08	37.10	70.07	51.20	185.01			
12 内ノ口門	藏入	百姓上 牟人	五介 四郎兵衛 計				9.18		50.08	29.00	13.00	101.26			
										25.00		25.00			
							9.18		50.08	29.00	38.00	1126.26			
13 東寺尾門	御鉄砲兼吉 藏入	御鉄砲兼 百姓下 名子下 百姓上	与吉郎 八介 甚介 喜兵衛 計				1.12	5.18	44.10	100.07	10.00	161.17			
							2.00		5.00	7.24		14.24			
							2.00	3.20	17.13	4.00	12.00	39.03			
							*5.20	40.26	1.10	22.10	12.00	82.06			
						11.02	50.04	68.03	134.11	34.00	297.20				
14 嶺門	三田井左平太 藏入	百姓上 名子下々	甚五郎 弥十郎 計		9.18		*13.00	31.25	136.04	258.08	43.00	491.25	*含明屋敷2畝10歩		
										13.18			13.18		
					9.18		13.00	31.25	149.22	258.08	43.00	505.13			
15 塩井ノうそ門	村上里右衛門 (300石)	百姓下 名子中	太郎右衛門 十郎 計				3.00		61.18	163.00	6.10	233.28			
							1.00					1.00			
							4.00		61.18	163.00	6.10	234.28			
16 上村門	原田傳右衛門 (250石)	百姓上 名子上 名子 名子かしけ	源允太 善助 又十郎 与五郎 計				4.08	14.24	63.17	63.2	25.00	171.09	*含明屋敷2畝		
							*4.00	24.20	56.0	75.20	28.10	188.20			
							5.18	9.27	6.18			22.03			
							1.20			2.00		1.20	2.00		
						15.16	51.11	126.05	139.10	53.10	385.22				
17 下村門	大田左京 藏入	百姓上 名子下々 名子かしけ	甚五郎 源二郎 孫七郎 計				13.10		73.17	168.16	38.20	294.03			
												3.12			
							3.12					3.12			
							16.22		73.17	168.16	38.20	297.15			
18 陳村門	鉄砲兼金十郎	百姓下 名子下々	新五郎 千四郎 計				7.06	20.25	48.17	1.00		77.18			
19 上板木門	小野勘兵衛(250)	百姓下	弥七郎				3.00	14.20	53.27	7.24	1.00	80.11			
20 下板木門	甘木因幡 (1000石)	百姓下 名子かしけ	弥十郎 善五郎				8.00		82.16	30.16	6.00	127.02			

近世前期南九州地域における門の構造と展開 (大賀 郁夫)

門名	給人名	格付	名請人	中田	下田	下々田	屋敷	中島	下島	山島	切野	田島計	備考
21 上岩神門	甘木因幡 (1000石)	百姓下 名子下	新二 郎 助四 郎 計				10.00 16.03 39.26	23.23 20.05 43.28	33.06 28.20 61.26	46.00 28.20 74.20		112.29 62.28 175.27	
22 通山門	土師七左衛門(500)		加兵衛								2.00	63.22	
23 落立門	甘木因幡 (1000石)	百姓下 名子下	三四 郎 新四 郎 計				9.10	28.00	56.00	112.02	16.10	221.22	
24 竹ノ上門	蔵入	百姓下	千二 兵衛 善 介 計				*9.03 2.204 11.23	4.00 4.00	8.13 45.10 53.23	61.04 30.28 92.02	**42.00 16.00 2.00	124.20 94.28 2.00 221.18	*合おば・**合 先給
25 小芹門	三田井左平太	百姓上々 名子下 名子下々	七郎兵衛 甚喜 藏 計				2.15 1.00 1.20 5.05	10.00 1.00 28.22 11.00	13.00 17.15 28.22 59.07	62.00 6.00 8.25 76.25	31.00 4.00 6.00 41.00	118.15 29.15 45.07 193.07	
26 佐良糸門	鉄砲衆金十郎	(鉄砲衆)	金十 郎 介 計				1.20 8.26	11.00 20.25	62.22 111.09	36.00 37.00	64.00 64.00	164.12 242.00	
27 白石門	大田喜介 (200石)	百姓中 名子下 名子下	三四 郎 尊 介 甚十 郎 計				2.20 1.10 5.10 9.10	13.26 8.12 13.10 27.06	54.16 8.12 32.20 62.28	124.16 16.25 32.20 174.01	16.15 2.20 3.00 19.05	212.03 29.07 51.10 292.20	
28 猪鹿門	蔵入 鉄砲衆源内	百姓下 百姓上々 百姓上 御鉄砲衆 百姓上 名子上 御鉄砲衆 百姓中 百姓中 かじけ	与二 吉 弥九 郎 善九 内 源 内 与左 左 弥七 衛門 孫右 衛門 甚吉 衛門 忠右 衛門 甚五 郎 作右 衛門 計				6.28 4.00 3.18 1.00 1.20 1.20 1.12 2.00 0.25 23.03	4.20 14.00 25.14 62.06 28.24 26.06 20.12 17.10 0.25 18.20	5.18 61.00 25.14 62.06 26.00 26.06 9.00 7.00 21.10 0.25 247.00	81.06 41.00 27.00 5.00 4.00 16.20 7.00 21.10 3.00 199.18	26.25 41.00 27.00 5.00 4.00 16.20 7.00 5.20 3.00 129.05	125.07 120.00 84.20 94.20 60.14 53.16 28.24 46.10 0.25 617.16	
29 折原門	壹嶋弥兵衛 (270石)	百姓中 名子上 名子下 かじけ	藤左 衛門 又四 郎 又十 郎 又十 郎 計				9.18 2.12 12.00	35.22 15.22 51.14	52.04 30.20 82.24	53.05 61.00 114.05	19.00 15.00 19.00	169.19 107.12 279.13	
30 南門	蔵入	かじけ 名子下	主孫 三 馬 九 郎 三 郎 計				5.04 3.00 1.06 9.10	35.27 29.00 35.27	29.00 61.20 29.00	61.20 15.00 61.20	15.00 15.00	146.21 3.00 1.06 150.27	
31 立宿利門	鉄砲衆弥七左衛門	御鉄砲衆 百姓下	弥七 左衛門 金十 郎 計				7.00	37.15	13.06	40.00	6.00	103.21	
32 馬場門	伊藤喜右衛門(400)	百姓下	尊九 郎				7.10	23.00	6.00	32.20	24.00	93.00	
33 古藤門	大田道与(150石)	百姓下々	源五 郎				5.26	20.04	13.00	35.20	17.20	92.10	
34 尾上門	村上理右衛門尉 蔵入	百姓中	源四 郎 介 計				4.24 8.07 4.24	10.12 8.07 18.19	26.16 29.00 26.16	72.10 29.00 101.10	50.00 16.0 66.00	164.02 53.07 217.09	
35 東岸寺 中尾門	蔵入	百姓上 名子下 宿かり	清兵衛 与弥 四 郎 計				*29.08 3.18 1.18 34.14	8.20 4.22 13.12	80.05 26.26 107.01	15.20 5.26 21.16	18.00 18.00	151.23 41.02 1.18 194.13	*上島18畝18歩
36 東岸寺 弥左衛門	蔵入	百姓中 病人 名子下々かし け 名子下	又十 郎 弥左 衛門尉 甚四 郎 忠三 郎 計				*8.25 2.00 2.18 13.13	4.08 2.12 6.20	65.28 8.20 14.28 89.16	18.24 7.00 16.00 41.24	2.00 2.00	97.25 7.00 31.02 17.16 153.13	*上島1畝26歩
37 東岸寺 寺分門	蔵入	名子下々 名子下々 名子下々かし け	宗東 寺 忠左 衛門 千十 郎 源太 郎 計				15.00 2.24 4.00 3.00 24.24	4.20 3.00 5.15 2.20 50.16	75.20 6.20 11.20 19.15 87.25	53.28 11.20 17.10 3.00 87.23	35.20 17.10 3.00 5.20 56.00	208.04 19.20 41.14 32.00 306.28	
38 東岸寺 岩元門	蔵入	名子中 百姓中 名子中	孫清 右衛門 弥太 郎 計				*5.20 *2.10 8.00	19.02 19.02	26.28 52.28	43.20 147.25	0.20 23.10	92.20 **252.05	*上島2畝10歩 *うち上島10歩 **合永荒1畝
39 東岸寺 左右殿門	蔵入	百姓下	用満 五 郎 半 介 宗 了 又 十 計				1.10 5.12 6.22	1.20 1.10 3.00	40.23 46.06 86.29	22.00 22.00	*35.00 37.10 12.00 4.20 1.00 90.20	101.13 90.08 12.00 4.20 1.00 209.11	*山野20歩
40 才田門	壹嶋弥兵衛 (270石)	百姓下 名子下々	忠兵衛 新 十 五 人 準 計				6.24 6.24	7.20 7.20	60.16 12.28 8.14 81.28	36.19 17.19 30.06 84.14	201.10 19.00 9.10 2.10 232.00	312.29 49.17 48.00 2.10 412.26	



宮崎公立大学人文学部紀要 第10巻 第1号

門名	給人名	格付	名請人	中田	下田	下々田	屋敷	中島	下島	山島	切野	田島計	備考
41 津留門	土呂木勤兵衛 (250石か)	百姓下	本人手 孫太郎 計		35.28		3.18	9.18	85.16 13.05	30.04 19.10	23.00	151.18 68.21	
42 中野その	伊藤喜右衛門 (400石)	名子かしけ 名子下々 名子かしけ きも入	助八 金十四 孫四 半介 計		35.28		3.20 4.16 3.10 2.15	15.00	64.15 35.06	30.08 22.00	3.00	116.13 65.12 3.10 2.15	
43 下麻ノ門	土呂木勤兵衛 (250石か)	勤兵衛被官 名子下 百姓下	本人手 孫四 市十 助十 計			36.20	*2.25 2.00		43.04 22.2	19.20 30.16	3.20	36.20 69.09 55.06 45.08	*上島のみ
44 馬場門	土呂木勤兵衛 (250石か)	百姓下々	本人手 弥十三 与市 計			13.10	3.00		90.20 26.10	11.06 82.16	21.00	13.10 125.26 116.13 13.20	
45 有ツミ門	伊藤喜右衛門 (400石)	百姓上 名子かし	甚善 五介 計			1.00	6.18	31.14	127.05	28.29 2.10	47.00	24.206 2.10	
46 下岩神門	伊藤喜右衛門 (400石)	百姓上 名子かしけ	三源 四五 計			1.00	6.18	31.14	127.05	31.09	47.00	244.16	
47 佐目門	伊藤喜右衛門 (400石) 土呂木勤兵衛	名子中 名子中	四郎右衛門 又助 式四 介計				5.19 2.10	7.00	89.15 100.12 61.13	118.20 1.20 11.10	1.00	233.20 107.21 74.13 7.00	
48 中その門	蔵入 甲斐清右衛門 きも入給	百姓下	弥半 市介 計				5.00	10.22	11.14 9.16	96.18 32.14	24.10	148.04 42.00	
49 下かわら門	伊藤喜右衛門 (400石)	御鉄砲衆 めくら	小弥 作介 計				2.00	39.04	39.04	29.19	60.20	129.13	
50 上かわら門	伊藤喜右衛門(400)	御鉄砲衆	小作				6.00	36.16	36.16	64.22	23.00	130.08	
51 野々後門	山崎加兵衛(450)	百姓	二兵衛				9.18	15.20	96.21	159.00	75.15	356.14	
52 馬生木門	伊藤喜右衛門 (400石)	百姓上 名子上	与清 孫五 三三 九郎右衛門 計				7.15 6.12	22.07 7.14	55.12 65.19	53.17 42.10 7.00	33.10 26.10 15.00 25.00	172.01 148.05 22.00 25.00	
53 黒原門	甘木因幡 (1000石)	名子中 下 名子下 名子下 草かべ 下々 名子下	九郎右衛門 三源 二源 四源 弥源 *助太郎 市允 又右衛門 忠十 計				5.20 3.01 7.06 2.00 3.27 2.20 2.10 2.00 1.15	22.02 4.08 17.00 7.28 4.15 3.15	168.26 19.05 29.08 24.19 4.15	*172.28 61.06 9.00 16.14	102.00 26.10 20.00 4.10	*471.16 114.00 82.14 55.11 8.12 3.15 2.20 2.00 1.15	*計算上の数字  *うは1人含む  *史料上の数字
54 ませの門	蔵入	百姓下 名子下 名子上々 名子下	源喜 甚尾 計				5.10 2.24 4.06 1.20	14.16 3.0	41.17 144.12 24.06	62.18 16.18 40.10 6.24	62.05 5.00 4.00 2.00	186.06 168.24 75.22 10.14	
55 立石門	北刈傳右衛門		新甚 四部 五計				3.10			75.28	32.10	108.08 3.10	
56 竹ノわき門	甘木因幡 (1000石)	百姓上 百姓下々 名子下 名子下 名子中 名子下 かしけ 名子下々	金九郎右衛門 藤太郎 与源 弥市 甚藤 六計	11.06	49.0 125.28	6.04	4.00 5.00 5.04 1.26 11.05 4.00 4.00 0.20	10.00	42.20 33.10 71.02 2.10 17.03 40.12 37.24 14.12	35.06 7.00 92.10 70.22 23.10 20.00	10.10 6.00 11.20 16.20 3.00	151.07 44.04 50.14 180.06 91.18 51.18 73.12 41.24 29.02	
57 神楽門	伊藤喜右衛門 (400石)	百姓上 名子下々	弥善 作右衛門 六土 計		74.29	6.04	5.04 5.03	8.05	114.00	125.15 3.27	72.00	326.14 9.00 8.20 7.10 4.25	*3畝は又四郎と
58 尾ノ上門	山崎加兵衛(450石) 大田喜介	百姓中 名子下 名子下	新源 四三 十部 源計				*120.00		109.18 3.10 29.23 7.11	151.06 9.00 7.11	64.10 23.20 6.00	337.04 63.00 43.04	*上島2畝含
							12.00		169.21	167.17	94.00	443.08	

近世前期南九州地域における門の構造と展開 (大賀 郁夫)

門名	給人名	格付	名請人	中田	下田	下々田	屋敷	中島	下島	山島	切野	田島計	備考
59 下津野門	伊藤喜右衛門 (400石)	百姓下 名子下  喜右衛門小者 名子下々	又市 太郎左衛門 千四郎 伊知右衛門 又右衛門 新五郎 藤太郎 計				5.10 *11.00	10.24 3.14	42.12 37.10 23.10 2.12	131.19 8.00 3.00 14.20 4.00	68.0 66.10	258.05 122.20 29.24 17.02 11.05 2.00 1.00	
					4.05	2.00 2.00						1.00	441.26
60 尾平門	伊藤喜右衛門 (400石) 鉄炮衆与吉	百姓中 子  喜右衛門被官	藤七郎 弥七郎 又源七吉 内計				*11.14		28.20	150.26	26.20	217.20	*含名無山島4反
							2.12	37.18 14.14	24.28 22.28 20.11 26.18	46.00 *109.20 61.25 13.24 11.07	16.00 11.00 6.00	124.16 158.02 84.18 46.12 21.19	
61 中野谷門	伊藤喜右衛門 (400石) 鉄炮衆弥七左衛門	百姓上 御鉄炮衆 御鉄炮衆	藤十郎 弥七左衛門 金十郎 計				5.00 4.00 4.06	19.04 10.00	133.01 23.22 6.02	103.03 7.00	26.10 14.00	286.18 58.22 10.08	
							13.06	29.04	162.25	110.03	40.10	355.18	
62 下竹ノ上門	吉田加右衛門 森与右衛門	かしけ	源太郎 左衛門 計				2.18	2.20	62.00	202.00 9.02	76.00 1.00	340.00 15.10	
							2.18	2.20	62.00	211.02	77.00	355.10	
63 戸口門	(蔵入カ)	百姓中 名子かしけ 百姓下 御鉄炮衆	金十郎 弥七郎 源七郎 計				*5.00	25.09	40.13	138.02	26.00	234.24	
							2.12 3.14		43.20	70.20	1.10	118.02 3.14	
64 西迫門	肝煎半介	肝煎	半介				10.26	25.09	84.03	208.22	27.10	356.10	
									26.02	36.06	7.00	69.08	

(註) 慶長十四年拾貳月廿五日「岩戸半帳」(高千穂町所蔵・「宮崎県史料編近世1」1991年)より作成。  
合計は計算上の数字。なお整・横計は一致しない。  
門に給人名がないものは蔵入門とみなした。単位は畝。

門・22通山門・32馬場門・33古園門・50上かわち門・51野々後門・64西迫門の八門である。これらの門の規模は、51野々後門三町五反六畝一四歩のような大門もみられるが、概して一町歩以下の小門が多い。後者は五四門で、一町歩以上の者がいる一方で、屋敷を保有しない無高ないしはそれに近い者がいたり、全員が五反歩以上を名請している場合など、いくつかの型に分類できる。山間地域での自立再生産に必要な畝数については、田島等級やその所在など総合的な検証が必要であるが、とりあえず各人の名請畝数五反歩をその目安として分類してみた。便宜上、名請人の名請畝数(但し屋敷畝数を除く)が一町歩以上をa、五反一町歩b、一反一五反歩c、五畝一反歩d、五畝歩未満e、無高fとし、それぞれの組み合わせからA~Eに分け、その名請人数一七〇人の分布を示したものが第2表である。

まずA型(四門)は、名請人全員が五反歩以上を名請する、11西寺尾門・21上岩神門・34尾上門・41津留門である。11西寺尾門の場合、百姓下の源二郎が九反五畝歩余、名子下々の弥三郎が八反九畝歩余であり、名子下々とされた弥三郎の自立が認められる。また21上岩神門でも、百姓下の弥十郎と名子下の助四郎は屋敷を共有しているが、助四郎が自立過程にあることはおよそ推測できる。

次にB型(一一門)およびC型(一六門)は、門内の各人の名請畝数が両端の場合である。特にB型は、五反歩以上を名請する者がいる一方で、屋敷のみの者がいる15塩井ノうそ門・30南門・31立宿利門・55立石門や、名前は記載されているが屋敷を持たず無高の者のいる8あそ原門・18陳村門・20下板木門・23落立門・26佐良系門、

第2表 竿帳にみる門別名請人の名請畝数

型	a 100~	b 50~100	c 10~50	d 5~10	e ~5	f 0	計	門 (番号)							
A型 4門	1	1 2					2 2	21 11	34	41					
B型 11門	1 1 2					1 2 2	2 3 4	8 17 29	15 30	18	20	23	26	31	55
C型 16門	1 2 1 1 1 2 1 1 1 2 2 1	1 1 1 2 1 1 1 1 1 1 1		1 1 1 1 1 2		1 1 1 2 4 3 2	2 4 3 4 3 10 2 6 7 3 4 4 5	1 3 3 4 24 53 46 2 6 61 47 54 57	3	45	49				
D型 13門	1 1 2 1 1	1 1 2	1 2 2 1 2 1 3				3 4 4 2 3 2 5	58 10 44 14 25 9 43	13	62					
E型 12門	1 2 2 1 2 2 3 1 1 1 2	1 1 2 4 1 1	3 1 1 1 2 5 2 2 2 2 1 2	2 1 1		2 1 1 1 2 2 2	8 7 5 3 4 10 11 7 5 4 5 7	4 7 16 35 36 56 28 60 37 40 39 59							
計	47	26	36	13	25	23	170								

(註)「岩戸竿帳」より作成。単位は人。

およびその両者である17下村門・29折原門がみられる。この型のほとんどの門が百姓と名子から成り、その名請規模から名子の自立はまったくみられないといつてよいだろう。

C型は一番多く1宮地門以下一六門あり、一町歩もしくは五反歩以上の者と一反歩以下の者により構成された門である。この場合五反歩以上の多くは「百姓」であり、一反歩以下は「名子」が多い。この場合も、名子の自立がほとんど進んでいない状況にあったことが窺える。

D型も9大迫門以下一三門を数え、名請畝数が五反歩以上の者と、一反歩以上五反歩未満の者で構成される門である。この場合五反歩未満の者は「名子」が多く、自立途中にあるか、あるいは没落したものと思われる。しかし12内ノ口門や14嶺門のように、一方の「百姓」が圧倒的畝数を名請している場合が多く、両者間に未だ従属関係があったであろうことは推測しうる。E型(一二門)は、一町歩以上者と一反歩未満者が両端にいる一方で、五反歩前後を名請する自立過程にある者も存在する門である。この場合も、一町歩以上者には「百姓」が、それ以外は「名子」が多い。

以上のように、竿帳に記載された名請人をその名請畝数五反歩を基準としてA→E型に分類してみると、従属関係の強い段階から自立化する過程として、B→C→E→D→A型へという段階が想定される。ただし慶長期の岩戸村ではA型門は希で、未だ従属関係が強いと考えられるB・C・E型が中心であった。「竿帳」に屋敷のみでも記載され、屋敷は持つが名請地の保有が一反歩以下の者も、一七〇人中六一人(三五・九%)に及んでいることを考えると、慶

長期においては、「名子」など従属する者たちの自立が未だ進んでいなかったといえる。<sup>(26)</sup> そうした者たちまでを含めて、領主高橋氏は「竿帳」に登録し、同地域を把握しようとしたのである。

(二) 給地と蔵入地

「竿帳」には、門単位に、一筆ごとの名請地に給人知行地もしくは蔵入地の別が記されている。例えば前掲の宮地門では、

市ノ原 村山丹波給  
 一 下々田 六間 壹畝拾貳歩 平四郎作  
 七間  
 同所下ノヨリ 御蔵入  
 一 下々田 八間 壹畝廿六歩 同人作  
 七間

とあるように、下々田一畝二歩が村山丹波の給地、下々田一畝二六歩が蔵入地であり、それぞれの平四郎が作人となっている。

こうした形で、門地は一人もしくは複数の給人の給地や蔵入地となっており、門が一つの経営体であるとすれば、門は給地や蔵入地あるいは相給地の単位であったとみることも可能である。実際「竿帳」に記載された六四門のうち、単独の給地のみが三九門、数名の給人による相給が六門、蔵入地のみが一三門、給地と蔵入地相給が六門である。なお特定の給人名がない未記載・不明三門は、蔵入地とみなした。これらの門を、給地門と蔵入門別にまとめたものが第3表である。

相給を含む一三門・三〇町五反一畝歩余を知行する伊藤喜右衛門(知行高四〇〇石)以下、甘木因幡(二〇〇石)六門・二一町六

畝歩余、三田井左平太(不明)四門・九町八反八畝歩余、土呂木勘兵衛(不明)四門・一一町三反二畝歩余など、総計二十七人の名がみえる。このうち三田井左平太は、旧領主三田井越前守親武の兄親好の曾孫であり、<sup>(27)</sup> 鉄炮衆として金十郎・弥七左衛門・与吉・源内など足軽クラスの地侍らの名もみえる。また土呂木勘兵衛のように屋敷地は別に持ちながら、41津留門・43下陣ノ門・44馬場門では百姓・名子らとともに一部を手作りしている例もある。一方、甘木因幡(一〇〇〇石)をはじめ土師七左衛門(五〇〇石)・山崎加兵衛(四五〇石)・伊藤喜右衛門(四〇〇石)・村上理(利)右衛門(三〇〇石)・萱嶋弥兵衛(二七〇石)といった高橋氏の上ノ中級家臣も、岩戸村の門を給地として配分されていた。このように、旧領主三田井氏縁故の在地の者を家臣化して、門地を給地として与える一方で、高橋家上ノ中級家臣の知行門を同村に混在させることで在地支配強化を図ったのであり、高橋氏の高千穂郷支配への腐心が窺われる。もつとも、門の場所や地質により生産力に格差があり、不公平さは否めなかった。

それでは門地を給地として配分された給人たちは、門に対して年貢・諸役賦課と徴収をどのような形で行っていたのだろうか。14嶺門を例にみてみよう(第1表参照)。

同門は三田井左平太給地と蔵入の相給であり、作人は甚五と弥十郎の二人である。但し、弥十郎は「名子下々」の「格付」で名請地は下畠一反三畝一八歩のみであり、かつ「百姓上」の甚五と屋敷を共有していることから、甚五に従属する立場にあったと考えられる。

同門の名請地は、下田九畝一八歩、上畠(屋敷地)一反三畝、中

第3表 慶長14年岩戸村給地・蔵入地の名請状況

〈給地〉

給人名	門名	人数	中田	下田	下々田	屋敷	中畠	下畠	山畠	切野	田畠計	備考
伊藤喜右衛門 400石	32 馬場門	1				7.10	23.00	6.00	32.20	24.00	93.00	
	42 中野その	4				14.01	15.00	99.21	52.08	6.20	187.20	
	45 有つミ門	2			1.00	6.18	31.14	127.05	31.09	47.00	244.16	
	46 下岩神門	2				8.00	12.03	84.17	189.29	115.10	*415.29	*含永荒畠6畝
	*47 佐目門	4						12.00	13.26		25.26	土呂木勘兵衛相給
	49 下かわち門	2				2.00		39.04	29.19	60.20	131.13	
	50 上かわち門	1				6.00		36.16	64.22	23.00	130.08	
	52 馬生木門	4				13.27	29.21	121.01	102.27	99.20	367.06	
	57 神 殿 門	5			1.20	10.07	8.05	114.00	129.12	92.25	356.09	
	59 下津野門	7			4.05	20.10	14.08	105.14	161.09	136.10	441.26	
	*60 尾平門	7				6.28	14.14	51.18	260.16	37.20	371.06	鉄炮衆与吉相給
	*61 中野谷門	3				5.00	19.04	133.01	103.03	26.10	286.18	鉄炮衆弥七左相給
	計	42			6.25	100.11	167.09	930.07	1168.20	669.15	3051.27	
甘木因幡 1000石	10 城尾迫門	3				9.18		35.06	57.01	22.10	124.05	
	20 下板木門	2				8.00		82.16	30.16	6.00	127.02	
	21 上岩神門	2				10.00	39.26	53.11	74.20		175.27	
	23 落立門	2				9.10	28.00	56.00	112.02	16.10	221.22	
	53 黒原門	10				30.09	54.23	246.13	259.18	152.20	*743.13	*史料上の数字
	56 竹ノわき門	10	11.06	74.29	6.04	35.25	30.00	259.03	247.18	47.20	713.15	
計	29	11.06	74.29	6.04	103.02	152.19	732.19	781.15	245.00	2106.04		
三田井左平太	7 かくら尾門	7				25.08		148.13	358.06	22.20	554.17	
	9 大迫門	2			4.00	12.10	26.12	34.06	61.19	2.00	*141.17	*含永荒畠1畝
	*14 嶺門	2		9.18			4.28	30.00	52.00	2.00	99.16	蔵入相給
	25 小芹門	3				5.05	11.00	59.07	76.25	41.00	193.07	
計	14		9.18	4.00	42.23	42.10	271.26	548.20	67.20	988.27		
土呂木勘兵衛	41 津留門	2		35.28		3.18	9.18	98.21	49.14	23.00	220.09	
	43 下陳ノ門	5			36.20	6.25	3.10	116.02	79.26	5.20	248.13	
	44 馬場門	4			13.10	3.00	2.20	119.20	104.22	21.00	264.12	
	*47 左目門	4				7.29	31.15	239.10	117.24	2.20	399.08	伊藤喜右衛門相給
	計	15		35.28	50.00	21.12	47.03	573.23	351.26	52.10	1132.12	
村上里右衛門	15 塩井ノうそ門	2				4.00		61.18	163.00	6.10	234.28	
	*34 尾上門	2				4.24	10.12	26.16	72.10	50.00	164.02	蔵入相給
	計	4				8.24	10.12	88.04	235.10	56.00	399.00	
萱嶋弥兵衛	29 折原門	4				12.00	51.14	82.24	114.05	19.00	279.13	
	40 才田門	4				6.24	7.20	81.28	84.14	232.00	412.26	
	計	8				18.24	59.04	164.22	198.19	251.00	692.09	
山崎加兵衛 490石	51 野々後門	1				9.18	15.20	96.21	159.00	75.15	356.14	
	*58 尾ノ上門	3				10.00		125.17	125.13	94.00	355.00	大田喜介相給
	計	4				19.18	15.20	222.08	284.13	169.15	711.14	
鉄炮衆金十郎	18 陳村門	2				7.06	20.25	48.17	1.00		77.18	
	26 佐良糸門	2				1.20		62.22	36.00	64.00	164.12	
	計	4				8.26	20.25	111.09	37.00	64.00	242.00	
村山丹波	*1 宮地門	2		1.12		8.29		64.02	55.24	14.00	144.07	蔵入相給
甲斐又左衛門	*4 下岩戸門	8		20.10		25.00	15.10	152.19	133.14	16.20	363.13	蔵入相給
喜左	5 中江門	1				2.00		14.10	8.24	6.00	31.04	
土師六兵衛	6 指尾門	7		4.00		20.24		124.24	152.16	37.10	*339.24	*史料上の数字
甲斐清右衛門	8 あそ原門	2				8.00	14.22	117.17	124.12	17.20	282.11	
	*48 中その門	2				5.00		11.14	67.18	23.20	107.22	蔵入・肝煎相給
	計	4				13.00	14.22	129.01	192.00	41.10	390.03	

近世前期南九州地域における門の構造と展開 (大賀 郁夫)

給人名	門名	人数	中田	下田	下々田	屋敷	中畠	下畠	山畠	切野	田畠計	備考
原田傳右衛門	16 上村門	5				15.16	51.11	126.05	139.10	53.10	385.22	
大田左京	*17 下村門	3				13.10		70.17	85.16	32.10	201.23	大田喜介相給
大田喜介	27 白石門	3				9.10	27.06	62.28	174.01	19.05	292.20	
	*17 下村門	3				3.12		3.00	83.00	11.10	100.22	大田左京相給
	*58 尾ノ上門	3				2.00		44.04	42.04		88.08	山崎加兵衛相給
	計	9				14.22	27.06	110.02	299.05	30.15	481.20	
大田道与150石	33 古藪門	1				5.26	20.04	13.00	35.20	17.20	92.10	
小野勤兵衛250	19 上板木門	1				3.00	14.20	53.27	7.24	1.00	80.11	
土師七左衛門500	22 通山門	1						35.22	26.00	2.00	63.22	
北刈傳右衛門	55 立石門	2				3.10			75.28	32.10	111.18	
吉田加右衛門 森与右衛門	62 下竹ノ上門	2				2.18	2.20	62.00	211.02	77.00	355.10	
鉄砲衆 弥七左衛門	31 立宿利門	2				7.00	37.15	13.06	40.00	6.00	103.21	
	*61 中野谷門	3				8.06	10.00	29.24	7.00	14.00	69.00	伊藤喜右衛門相給
	計	5				15.06	47.15	43.00	47.00	20.00	172.21	
鉄砲衆与吉	*13 東寺尾門	4				3.12	5.18	49.10	108.01	10.00	176.11	三雲半右衛門相給
	*60 尾平門	7				6.28	48.00	71.27	132.26	22.00	281.21	伊藤喜右衛門相給
	計	11				10.10	53.18	121.07	240.27	32.00	458.02	
三雲半右衛門	*13 東寺尾門	4				7.20	44.16	18.23	26.10	24.00	121.09	鉄砲衆与吉相給
鉄砲衆源内	*28 猪鹿門	11				5.13		87.20	55.02	37.00	185.05	蔵入相給
肝煎半介	*48 中その門	2						9.16	32.14		42.00	甲斐清右衛門相給
	64 西迫門	1						26.02	36.06	7.00	69.08	
	計	3						35.18	68.20	7.00	111.08	
給地合計		236	11.06	120.15	49.17	486.17	826.18	4277.08	5539.25	1980.20	13423.14.08	

<蔵入地>

門名	人数	中田	下田	下々田	屋敷	中畠	下畠	山畠	切野	田畠計	備考
* 1 宮地門	2			1.26	7.14			154.10	14.00	177.20	村山丹波相給
2 西門	6			3.15	3.06		51.05	90.08	5.00	153.04	
3 浄現寺門	2				3.06	6.26	29.20	83.19	21.00	144.11	
* 4 下岩戸門	8						19.22	3.00		22.22	甲斐又左衛門相給
11 西寺尾門	2				9.16	16.08	37.10	70.07	51.20	185.01	
12 内ノ口門	2				9.18		50.08	29.00	38.00	126.26	
*14 嶺門	2				13.00	25.27	119.22	206.08	41.00	392.27	三田井左平太相給
24 竹ノ上門	3				11.23	4.00	53.23	92.02	60.00	221.18	
*28 猪鹿門	11				17.20	18.20	159.10	144.16	92.05	432.11	鉄砲衆源内相給
30 南門	3				9.10	35.27	29.00	61.20	15.00	150.27	
*34 尾上門	2					8.07		29.00	16.00	53.07	村上里右衛門相給
35 中尾門	3				*34.14	13.12	107.01	21.16	18.00	194.13	*上畠18畝18歩
36 弥左衛門門	4				*13.13	6.20	89.16	41.24	2.00	153.13	*上畠1畝26歩
37 寺分門	5				24.24	50.16	87.25	87.23	56.00	306.28	
38 岩元門	3				*8.00	19.02	52.28	147.25	23.10	*252.05	*上畠2畝10歩
39 左右殿門	5				6.22	3.00	86.29	22.00	*90.20	209.11	*山野20歩
*48 中その門	2					10.22		29.00	5.00	44.22	甲斐清右衛門相給
54 ませの門	4				14.00	17.16	210.05	126.10	73.05	441.06	
63 戸口門	4				10.26	25.09	84.03	208.22	27.10	356.10	
合計	73			3.15	187.01	227.28	1237.23	1411.16	634.20	3707.23	

(註) 慶長十四年拾貳月廿五日「岩戸竿帳」(高千穂町所蔵・「宮崎県史料編近世1」1991年)より作成。  
合計は計算上の数字。なお堅・横計は一致しない。人数は延べ人数。\*相給。田畠の単位は畝。

畠三反一畝二五歩、下畠一町四反九畝二二歩、山畠二町五反八畝八歩、切野四反三畝の田畠計五町五畝一三歩である。このうち三田井左平太の給地は下田九畝一八歩、中畠四畝二八歩、下畠三反歩、山畠五反二畝歩、切野二畝歩の計九反九畝一六歩(二〇・二%)であり、蔵入地はその残り分上畠一反三畝歩以下合計三町九反二畝二七歩(七九・八%)である。甚五は蔵入地の下畠一反三畝一八歩を弥十郎に名請けさせ、残りを給地・蔵入地の別なく一人で名請けしているが、おそらくは門単位に賦課された年貢を甚五が請け、名請地別に給地分と蔵入地分の年貢をそれぞれ集計・算定して、納入していたと思われる。このことは、門地を給地として与えられも、給人が門名請人を個別に支配できたのではなかったことを示している。実際岩戸村の年貢・諸役の納入は、「竿帳」の六四門が三九門と二五門の二巻に分けられ、それぞれ一巻ごとに名請地が集計されていることから、復数門ごとに二つに分けられて納入されていたと考えられる。

以上、慶長十四年に作成された岩戸村の慶長「竿帳」から、当時の門の様相について検討してきた。検地帳という性格上十分明らかにし得ない部分もあるが、各門の名請地が一門単位で集計されていることから、門がひとつの経営体として把握されていたと考えてよいだろう。「竿帳」の名請状況から、門内には他者を圧倒するような名請地を保有する者がいる一方で、屋敷地を持たない者や零細な名請地の保有のみの者がいるなど、名請畝数の極端な格差がみられ、門によって名請人の自立度はさまざまであった。すなわち慶長期の門は、単体もしくは複合体の家長長制的経営と、それに何らか

の形で従属関係にある小農経営から構成されるものであったと言える。領主高橋氏は、無高もしくはそれに近い名請であり未だ隷属性が強い零細な名請人であっても、直接耕作者として「竿帳」に登録して夫役労働力を確保するとともに、その自立化を推進していたのである。

また、給人の給地・蔵入地という観点からみると、延岡城下の上・中級家臣の給地が岩戸村の門内に配分される一方で、在地の足軽が給地として与えられた門地を他の名請人らとともに自作する例もみられた。宮地門でみたように、給地と蔵入地の双方を名請けする作人がいるように、彼ら給人は門名請地の名請人まで支配していたのではなかった。門単位に賦課された年貢や諸役は、例えば岩戸村のように複数門からなる二つに分けられて納入され、給地高に応じて配分されたものと考えられる。

慶長十八年、高橋氏が改易され、肥前国日野江から有馬氏が新領主として入封する。有馬氏はこれらの門をどのように支配していくのだろうか。次章では、在地構造の変容についてみていきたい。

## 二 在地構造の変容と門

### (一) 新地開発と永荒地の増加

臼杵郡高千穂郷では、高橋氏によって慶長十四年検地以後も山畠や切野を主な対象とした新地開発が漸次進められてきたが、新領主有馬氏のもとでも石高制に基づく年貢収奪体制の整備・強化がはかれるとともに、厳しい新地改めが強行されていく。万治末年まで

に、開発された新地把握のために大規模な内検が強行され、城附白杵郡では平均して六一・四%、高千穂郷でも一五・三%の増高をみている。<sup>(28)</sup>慶長期「竿帳」にみられた名子・被官らの自立は、こうした新地開発を梃子にしてなされたであろうことはいままでもない。

しかし、彼らは決して順調に自立を達成できたわけではない。絶えず洪水や大風など大小さまざまな自然災害に見舞われ、特に寛永十三(一六三六)年八月十一日の洪水はかなり大規模であった。

次の史料は翌月二十八日付で、岩戸村庄屋富高清右衛門が代官津隈長太夫に出した被害報告である。<sup>(29)</sup>

岩戸村

当八月二

つゑ川成ニ罷成候田地之内御米之事

一米壹石九斗三合五勺ハ 永荒田分

一同壹石壹斗三升壹勺ハ 当毛荒田分

メ三石三升三合六勺ハ 田米

ほり田

一米四斗壹升ハ 下川地門 源七

一同九升ハ つる門 甚吉

一同壹斗五升ハ あそわら門 吉蔵

一同八斗ハ 下岩神門 忠兵衛

メ壹石四斗五升ハ ほり田ノ米

右者元和五年之御けんミニ相止申候ハ、右之米銀山ニ上納仕候へ共、当八月之つゑ川成ニ、右之ほり田そこ地共ニ永荒ニ罷成候条、右之米御引可被下候事

一畠米壹斗貳升ハ 塩井ノうそ門 甚兵衛

一同壹斗ハ の、後門 総市

一同六升八合ハ ませの門 弥兵衛

一同貳斗五升ハ 竹ノわき門 新左衛門

メ五斗三升八合ハ

右四人之もの共ハ、当八月のつゑに死たわれ申候、畠地つゑ川成

ニ罷成、米少茂無御座候条、御引可被下候事

右三口米

合五石貳升壹合六勺

右之田畠永荒ニ罷成候条、此御米御引可被下候事

寛永拾三年

九月廿八日

岩戸庄や

清右衛門 印

御代官

津隈長太夫殿

洪水による川崩れで永荒地となった、田地・堀田(墾田)・畠地の米計五石二升一合六勺分について、その所在門と名請人名を書き上げたものである。堀田米は銀山(土路久鉦山か)への飯米に充てられていたようで、永荒となった一石四斗五升分の控除を申請している。また畠米は、甚兵衛以下四人が洪水で死亡し、畠地五斗三升八合分が欠地となったため、同じくその控除を願出ているのである。

しかし、有馬氏による耕地の把握と年貢取立ては厳しく、永荒地となった田畠に対しても次のような起請文をとっている。<sup>(30)</sup>



起請文之事

一 寛永拾三年八月十一日之洪水之時分、御帳面之田畠大分永荒ニ罷成候を、庄や改ニ被仰付候荒地之高、若当年仕明ケ、或ハ田方ニ作り、或ハ畠方ニ作り可申所可有之を、又々庄屋改ニ被仰付候、為御横目御侍衆之儀付申候、少茂無偽様ニ相改可申事

一 亥年田方相調候処ニ、井手口無之畠方ニ未代罷成候所ハ、有様ニ可申上事

一 当年田方作り付不申候とも、以来ハ田ニ可被成と及見候所ハ、百姓如何様ニ申候共相定之米可申付事

一 苗代仕事不被成、当年畠地ニ作り候とも、田方之書判ニ仕り可申事

一 田畠之坪付有躰ニ御横目衆ニ申、少も偽申ましき事

右之条々、御蔵御給所高知尾御侍衆御足輕衆并ニ庄屋下作ニ至迄も、有躰ニ相改可申候、若此旨偽於申上ハ

忝も

上ハ梵天帝釈四大天王、下ハ堅牢地神、惣而日本国中大小神祇、

殊ニ高知尾八十九社、就中十社大明神宇波嶽大明神御罰を可罷蒙

所如件

寛永拾四年

七月

昨年の洪水で永荒となつた田畠は庄屋改めとしたが、当年に開墾したり再び田や畠として利用したところは偽りなく報告することや、亥（寛永十二年か）年に田方を調査した場所で、井出口が無事であつた畠方で米作をしているところはその通りに報告することを命じて

いる。また当年は田方作をしなくても、これ以後田作が可能と判断したところは、百姓が何と言おうとも規定の米納を申しつけ、苗代を作らず当年は畠作をしたとしても、（もとは田であれば）田方とすることなど徹底して隠田畠を摘発し、米納確保をめざしていることがわかる。また同時に、蔵入地や給地・地侍衆や足輕衆・庄屋下作に至るまで、その永荒地改めや隠田畠の摘発や横目衆への申告などを庄屋が一手に請負っていたことが窺われる。なお、これら五カ条を国内の大小神祇とともに高千穂郷内の八九社に誓わせ、なかでも十社大明神と姥嶽大明神の神罰を持ち出しているところが興味深い。山間部においてはそれだけ発覚し難い隠田畠が多かつたことが窺われる。

寛永十七年九月十九日付で、庄屋紋右衛門は岩戸村の田方の被害状況を次のように報告している。<sup>(31)</sup>

一中田老段一畝六歩 岩戸村

一下田老町式段拾五歩 同村

一下々田九段八畝式歩 同村

田数合式町式段九畝廿三歩

分米拾八石六斗五合三勺三才

内

下田四段六畝六歩 寛永拾三年八月十一日

二水風損二拾ル

下々田式段六畝廿五歩 右同

メ七段七畝壹歩 分米五石八斗四升式合七勺

但、老段二付八斗代

此米壹石八斗九升三合

但、壹段二付式斗四升五合七勺宛

下田壹段八畝廿歩

寛永十四年より畠二成

下々田貳段貳畝廿歩

右 同

ノ四段壹畝拾歩

分米三石三斗六合六勺

此成米壹石貳斗七升五合五勺

寛永十三年八月十一日水風ノ時井ノ手口において、同十四

年より畠地二成故、米ハ御免、地子銀ハ上納申候

残

中田壹段壹畝六歩

分米壹石壹斗貳升

但、壹段二付壹石代

但壹段二付米四斗八升宛

此米四斗九升三合三勺

下田五段五畝拾九歩

分米四石四斗五升六勺六才

但、壹段二付八斗代

但壹段二付三斗五升宛

此米壹石九斗五升壹合七勺

下々田四段八畝拾七歩

分米三石八斗八升五合三才

但、壹段二付八斗代

但、壹段二付三斗五升宛

此米壹石六斗九升九合八勺

田敷合壹町壹段五畝拾貳歩

分米九石四斗五合九勺六才

此米四石壹斗四升四合五勺

内九斗壹升壹合ハ水無シ田三段四畝五歩

寛永十七年

九月十九日

紋右衛門

すなわち岩戸村の田方二町二反九畝二三歩・分米一八石六斗五合三勺三才のうち、寛永十三年の風水害で永荒地となったのは下田四反六畝六歩・下々田二反六畝六歩の計七反七畝一歩・分米一石八斗九升三合(三三・四%)、畠地となった田は下田一反八畝二〇歩・下々田二反二畝二〇歩(一八・九%)に上る。村内の約半数以上の田方が永荒や畠地になったことになる。しかも残った田地のうち約三割が「水無シ田」であった。

こうした耕地の永荒化が進行するなかで、藩は新地開発を奨励し徹底した隠田畠改めを強行していくが、そのことは小農の生産と経営を不安定な状態に陥れ、自然災害によって引き起こされた飢饉は被害を拡大した。真楽寺の僧方順が残した日記には、深刻な飢饉の有様が記録されている。<sup>(32)</sup>それによると延宝二(一六七四)年八月十七日に大風があり、翌年春には「いぬ・猫うゑしに仕候、餓飢死」がみられたとある。さらに日記には「同三年きのとうの四月二ツ大き、ん、同四年ひのえたつ麦作けたい大き、ん、しかれ共すどのみ過分二なり、男女ろうにやく共二是を取、いのちしさいなくすき申事」と記されている。大飢饉のあと麦作が不作で、村人たちは「すど」で漸く食いつないだとある。同七年六月六日の大風では麻苧が甚大な被害を受け、九日からは早魃となった。翌八年は一転して四月二日から七月五日まで長雨となり、大麦・小麦に大被害を与え、再び飢饉となった。続く天和元(一六八一)年秋から翌年にも大飢饉が襲い、五ヶ所村では年貢銀や拝借銀の延納願が出された。同村では「数年飢饉二付、御年貢銀其外諸借銀二指支<sup>(33)</sup>」との理由で子娘や自身を質に入れる者が相次ぎ、その多くは「銀子之かりかゑ罷

成、受不申候」と請銀も調達できずに奉公先に召置かれたままという状況であった。

このような天候不順や自然災害による飢饉が、村に与えた社会的影響の甚大さは想像に難くない。こうした状況のなかで、慶長期にみられた門の機能や門地の名請状況等は、どのような様相をみせるのだろうか。次節では、年貢帳簿上において門がどのように再編成されていくのかを、高千穂郷七折村内の門の事例を挙げて、分類しながら検討していくことにする。

## (二) 門の編成パターン

高千穂郷七折村は、五ヶ瀬川の北岸、峡谷上の丘陵地に位置し、村高は寛永十一年「朱印状」<sup>(34)</sup>では五四〇石余、万治四年「内検高」<sup>(35)</sup>では六四五石であった。同村にも数多くの門がみられるが、ここでは比較的早い時期の帳簿類が残る市末門・伊野門・椎屋門・竹野原門・楠原門および中川門を事例に、門の編成時期について検討していくことにする。

### ① 末市・伊野・椎屋門の場合

椎屋・伊野・末市の三門から構成される旧七折村椎谷地区は、五ヶ瀬川の北岸丘陵部に立地し、西は川を挟んで三田井村、北は山裏村と接した。年貢関係史料において同村で最古の史料は、正保四(一六四七)年三月二十五日付「深角与之内伊野椎屋御物成積指引帳」<sup>(36)</sup>と題するものである。椎屋門と伊野門が「深角与之内」に編成されたように書上げられているが、内容は椎屋門・市末門はそれぞれ

れ門別に書き分けられているのが特徴である。椎屋門高一八石余、伊野門高一七石余であり、このうち寛永十三年災害時の風水損捨り高、侍衆給地高などを差し引いた納高および物成銀高に、漆実・茶・柚木・柿木・商人銀等小物成銀を加えた定納高と、そこから上芋・中芋・木附子・柿紙など現物納分を相殺した残りの総定納銀額、それに役木として綿と漆を書き上げたものである。ここには各個人の名請田畠畝数や定納銀などは記載されていない。

慶安四(一六五二)年には、a四月十八日付「御勘文下算用畑数改帳」<sup>(37)</sup>、b七月二十九日付「末市伊野椎屋御物成積指引目録之地」<sup>(38)</sup>、およびc月日不祥「御勘文前地方并人牛馬改帳」<sup>(39)</sup>が作成されている。これらの史料には、正保期にみられた「深角与」という表現はない。まずaは、末市村の名請人六人分のものとその合計「一紙」からなる。名寄帳形式で、各名請人別の畠・永荒・切野とその合計畠畝数・分米だけが記載されている。名請地一筆ごとの字名や、「弥七と相わり」など土地配分を想定させる表現があるのも特徴である。

bは、表題にあるように椎屋・伊野・末市の三門別に、各名請人の等級別個別名請畝数の記載はなく、合計した畠畝数・分米からはじまる。それに夏秋地子銀と畠米、漆実・商人銀・茶・柿木・柚などの小物成銀、それから上茶・上芋・中芋・木ぶしなどの品代納分を差し引いた残銀に、役木の綿・漆および家内数・牛馬数を書き上げている。地子銀は高一石につき一〇匁六厘式毛七弗で、これは三門共通である。ただし銀額には「見消(みせけち)」<sup>(40)</sup>があり、後世の訂正がみられる。これはcで示された「高壺石二付拾匁壺分五り

式毛五弗宛」と同額である。

cは作成月日不祥であるが、bが作成された時期に近い時期―但し高一石当りの銀高からみてbより後に作成されたことがわかる。一冊となつてはいるものの集計は門ごとになされている。内容的にbとほぼ同じであるが、個別・等級別の畠畝数・分米があり、小物成銀、現物納銀、役木、家内・牛馬数とともに、末尾には三門の合計が記されている。このことは門が年貢賦課・徴収の単位となつてはいても、三門が一つの単位(「深角与」のような)として把握されつつあったことが窺われる。

万治三(一六六〇)年十月十五日「銀米并諸代物田畠改帳 椎屋門<sup>(40)</sup>」では、「椎屋門」と表記しているが実際には椎屋・伊野・末市各々門別の記載・集計であり、慶安期のb・c史料と内容形式は同じである。末尾に三門分を合計し、一紙という形で書上げられている。また奥書を見ると、七折村庄屋甚左衛門から「椎屋村并指助左衛門尉殿宛」であり、三門のうち椎屋門に并指が置かれ助左衛門尉がそれを勤めていたことがわかる。すなわちこの時期、椎屋・伊野・末市三門は「椎屋村」として把握され、并指助左衛門宛に年貢が賦課されているが、「椎屋村」内部ではまだ椎屋・伊野・末市門が単位となつていたのである。

ところが寛文期になると、門別の記載がみられなくなる。寛文八(一六六八)年八月二十一日付「銀米諸代物并田畠人牛馬改帳 伊野椎屋末市<sup>(41)</sup>」によれば、門別に分けて記載する方法は採られず、末尾の一紙には「椎屋与」と表記されている。奥書は七折村庄屋又兵衛から「椎屋并指清右衛門尉殿」宛である。この段階では、表題に

椎屋・伊野・末市と記載されながら、実際には門別ではなく実質的に「椎谷与」として三門が把握・編成されていたことがわかる。さらに貞享四(一六八七)年八月十六日付「御勘文帳 椎屋村<sup>(42)</sup>」や、元禄六(一六九三)年二月十五日付「御勘文帳<sup>(43)</sup>」では、もはや門別の記載はみられなくなる。この時期になると、かつての椎屋・伊野・末市三門は地域的集落の名称を残しながらも椎屋門に編成され、三門を合わせた椎屋門が年貢賦課・徴収の単位となっているのである。

以上のように、慶安期までは各小門が年貢賦課・徴収の単位として機能していた。しかし寛文期になると、小門は周辺の門と「与」に編成されるようになり、以後この編成された「与」に并指が置かれ、この「与」が年貢賦課・徴収単位として機能するようになるのである。

## ② 竹野原門・楠原門の場合

竹野原門と楠原門は、日之影川を上った東岸丘陵地に位置する。竹野原門に残る慶安五(一六五二)年十一月十三日付「銀米并諸代物積帳 竹ノ原村<sup>(44)</sup>」は、竹野原門の藤兵衛以下八人の等級別畠畝数・分米、地子銀・小物成定納銀、諸代物銀、役木銀および家内・牛馬数などを記したものであり、末尾には一紙として一門分の集計がある。内容的に後の「御勘文帳」の原型といえる。万治三(一六六〇)年には、竹野原・楠原両門で同じ十月二十一日付で「銀米并諸代物積帳<sup>(45)</sup>」二冊が作成されている。このうち竹野原門のものは、慶安期同様藤兵衛以下八人の名請畝数と年貢額、それに家内・牛馬

数、一紙が記載されており、楠原門のそれも同様の内容である。但し、楠原門のものは、竹野原門弁指である藤兵衛が作成している。藤兵衛は竹野原門に居住し弁指役を勤め、自門分の年貢額を名請人別に集計して庄屋へ報告すると同時に、楠原門分の集計も行っているのである。なお慶安期の「銀米并諸代物積帳」が竹野原門分だけであり、楠原門分は記載されていないことを考えると、当時は同様の帳簿が楠原門でも別に作成されていた可能性もある。

寛文六（一六六六）年四月三十日付「御勘文下算用田畠数改帳楠原門」<sup>(46)</sup>も、楠原門分が名寄帳形式で、各名請人別に一筆ごとの屋敷・田畠畝数・分米・字地とその合計、末尾には一紙が書き上げられている。この場合も庄屋から竹野原門弁指藤兵衛宛で、楠原門のこの帳簿を藤兵衛が保管していたことがわかる。これは延宝六（一六七八）年四月五日付「御勘文下算用田畠積帳楠原門」<sup>(47)</sup>の場合も同様である。しかし寛文八（一六六八）年二月十七日付「銀米并諸代物田畠積帳竹ノ原村」<sup>(48)</sup>では、竹野原門分と楠原門分が区別されているものの、両門分が一冊に書き上げられており、末尾の一紙でも両門の合計である。寛文末年を境にして、両門が一門に編成され、竹野原門弁指藤兵衛が両門分をまとめて集計していたことがわかる。これは貞享四（一六八七）年九月二十一日付「反畝銀米積帳竹野原村」<sup>(49)</sup>でも同様で、竹野原・楠原両門分が一冊にまとめられている。竹野原門と楠原門の場合、楠原門の帳簿類は竹野原門弁指が作成・保管したのであり、時には両門分が一冊にまとめられることもあった。このように隣門の弁指が年貢関係帳簿を作成するという関係はいくつかみられ、同村の上顔門と下顔門でも両門分を下

顔門弁指が作成し保管している。

### ③ 中川門の場合

五ヶ瀬川の支流網の瀬川上流に位置する中川門は、周辺の門と合併・編成されずに単独門のままの形をとった門である。慶長期の検地帳が残る中川門にも「御勘文帳」類が残されている。万治三年十月七日付「御勘文下算用畠改帳」<sup>(50)</sup>は、中川門六人の一筆ごとの名請地とその分米を記したものであり、年貢関係の記載はない。末尾には一紙がある。寛文九（一六六九）年九月二十七日付「御勘文下参与畑数改帳」<sup>(51)</sup>も同様の形式である。貞享四（一六八七）年八月二日付「御勘文帳」<sup>(52)</sup>は、各人の合計した畠高本高銀・堀明高銀・新高銀、小物成代銀、万蔵品納代銀、役木等を記したもので、中川門単一で作成されている。これは同年九月十七日付「銀米并反畝積帳」<sup>(53)</sup>や元禄六年二月四日付「中河門御勘文扣帳」<sup>(54)</sup>でも同様で、周辺の門に編成されず中川門として独立し弁指が置かれていた。

こうした門は他村でもみられ、例えば家代村黒葛原門（門高一四石余・竈数一一軒）や三ヶ所村廻測門（一〇一石余・竈数二三軒）などでも、周辺門と再編成されることはなかった。黒葛原門は七折村代官所に通じる九左衛門峠を越える往還が通り、廻測門も肥後往還道が通り番所が置かれていたことから、これらの門高の大小よりも、門の立地性や役割が重視されたものと考えられる。

以上、年貢関係帳簿において門がどのように位置付けられていたかに着目して、門が再編成されるパターンをいくつかみてきた。立地条件から門がそのままの形で存続する場合もあるが、多くの場合

周辺地域で数門が整理・編成されていく傾向を窺うことができた。そして門が編成される時期的として、寛文末期が一つの画期となっていたとみてよいだろう。

### 三 門の編成と給地

#### (一) 「元禄」検地帳にみる門

岩戸村には現在、元禄五年二月付「岩戸村指尾組御検地帳」同「岩戸村長野内組御検地帳」と題する検地帳二冊と、表紙欠で「元禄五年岩戸村新地帳」と銘のある二冊の帳面がある。<sup>(58)</sup>しかし、後者の二冊は内容を確認すると新地帳ではなく、「土路久組」と「馬背野組」の検地帳であることは明白である。すなわち同村には、指尾・長野内両組に加えて、土路久組・馬背野組の計四冊の「元禄」検地帳があったことになる。但し、これら四冊の検地帳には奥書がないため、詳細な検地日程や検地役人・方法等は明らかにし得ない。

この検地帳作成時期については、「元禄五年二月」との記載があるが、領主有馬氏は前年元禄四年十二月に山陰一揆の責により越後国糸魚川へ転封が命じられていることから、元禄五年二月に検地(内検)が実施されたとは考えにくい。『国乗遺聞』には「同年同月(元禄五年二月一筆者註)十二日、延岡郷村帳・田畑位付御付渡之帳類、公儀へ指出サル」とあることから、この検地帳は有馬氏が転封に際して幕府へ提出した引き継ぎ帳簿類の一つと考えられる。有馬氏時代の内検は、城附村々に残る正徳二(一七一二)年「指出帳」

には、「有馬左衛門佐様御代御検地被遊候」の年として、黒木村「四拾石以前丑年(延宝元年頃か)」、<sup>(60)</sup>庵川村「天和三癸亥年」、<sup>(61)</sup>三川内村「三拾六年以前、宝永(延宝カ)五巳年」、<sup>(62)</sup>古江村「三拾四年以前、延宝七未年」<sup>(63)</sup>など、延宝期頃に行われたことを示唆している。高千穂郷での内検が同時期であるとは断定しがたいが、村高や門数からみて、慶安期以降元禄期に近い時期に作成された可能性が高い。ここではこの四組の検地帳を、便宜上「元禄」検地帳と呼ぶ。さて、「元禄」検地帳の記載方式については、次に示すように門別ではあるが、名請人を中心とした名寄帳形式である。馬背野組立石門の長介の事例をみてみよう。

#### 立石門

一 屋敷三畝拾歩

百姓 長三介

立石ノ上

一 山島四畝

同人

同所

一 山島壹段

同人

立石ノ下

一 下畠七段五畝式拾八歩

同人

同所ノ下

一 山島壹段八畝拾歩

同人

上畠三畝拾歩

下畠七段五畝廿八歩

山島三段式畝拾歩

ノ畠数壹町壹反壹畝拾八歩

竹之脇門之内

とくら平		
一下畠老段七畝式歩	百姓	長介
出口		
一山畠三畝	同	人
かとノその老段四畝内		
一下畠三畝八歩	同	人
下畠式反拾歩		
山畠八畝拾歩		
メ畠数式段八畝廿歩		
神殿門之内		
ひと加テ平	百姓	長介
一下畠老畝廿式歩		
三口		
合畠数老町四段式畝		

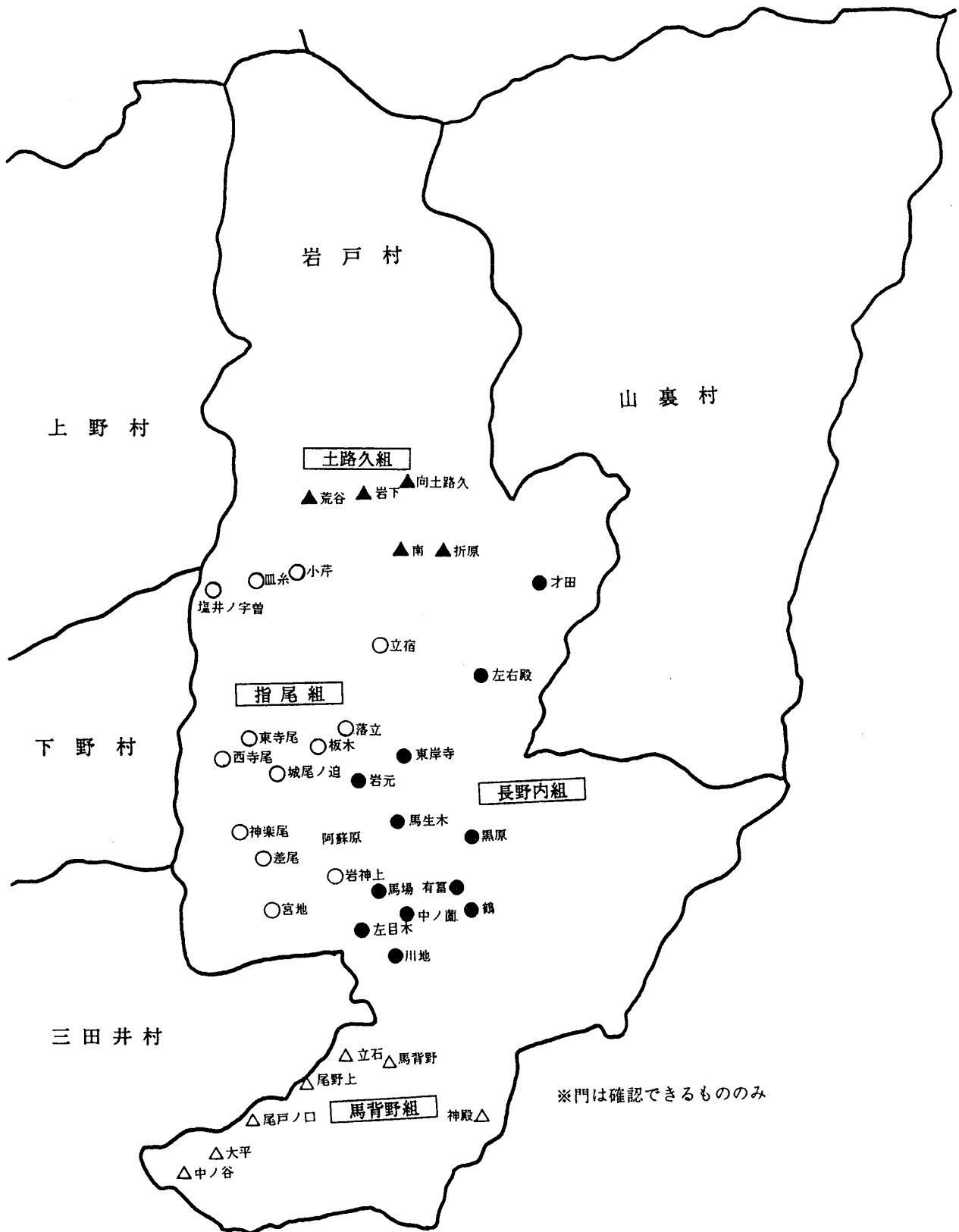
長介は、居住する立石門に屋敷（上畠並）と下畠・山畠計一町一反一畝一八歩を名請する一方、竹之脇門に下畠・山畠計二反八畝二〇歩、神殿門に下畠一畝二二歩の合計一町四反二畝歩を名請している。記載の特徴としては、慶長期の「竿帳」と同様、畝数のみで石高記載はない。また「竿帳」にあった名請人の「格付」は、元禄期には「足軽」と「百姓」だけになり、他に村役人として「庄屋」「弁指」「算用者」「小触」などの職名もみられる。なお「竿帳」に明記されていた、門地が給地か蔵入地かの記載はない。

この「元禄」検地帳に記載された組別・門別の名請状況をまとめたものが、第4表である。この表をもとに、元禄期の門の状況を、慶長期「竿帳」と比較しながら検討していこう。

まず気付くのは、慶長期に六四門であった岩戸村の門が元禄期に

は指尾・長野内・土路久・馬背野の四組に編成されていることである。各組の門数は地域により差がみられ、指尾組二九門、長野内組一八門、土路久組九門、馬背野門一門の計六七門である。最大は長野内組黒原門七町四反五畝歩余、最小は土路久組岩下門二反一畝歩余である。なお、各門の名請畝数は門ではなく組単位で集計されており、組が年貢賦課単位であったことがわかる。次に名請人についてみると、慶長「竿帳」に比べかなり整理され減少している。「元禄」検地帳に記載された六七門のうち、一門が一人の名請人によって構成される門は三〇門（四四・八％）、同様に二人が二一門（三一・三％）、同三人が九門（一三・四％）、同四人が四門（六・〇％）、同五人が一門（一・五％）、同六人が二門（三・〇％）である。慶長期には三人以上の複数で名請けしている門が三四門（五三・一％）であったのに対して、元禄期には一人または二人で名請している門が六七門中五一門（七六・一％）を占めるに至っている。また、各人の名請規模をみると、全体的に各人の名請畝数が増大する一方で、慶長期にみられた屋敷のみ保有する者や無高に近い者はほとんどみられない。一門の名請人の平均名請畝数は約一町二反四畝歩弱であり、慶長期の同八反五畝歩余と比べてかなり大きくなっていることがわかる。慶長期には一反歩以下の名請人が三五・九％もみられたが、この時期は名請畝数が最小でも土路久組岩下門吉十郎の二反一畝歩余、五反歩以下の者も全体の一二・一％程度にすぎない。慶長期「竿帳」が従属度の高い名子や被官ら未自立の者たちまで登録し把握したのに比べると、元禄「検地帳」に記載された者たちは、より現実的な年貢負担者であったといえよう。

図 17世紀岩戸村の門





第4表 元禄五年岩戸村組別・門別名請状況

組名	門名	名請人	中田	下田	屋敷	中畠	下畠	山畠	切野	合計
指尾組	1 宮地門	百姓 理左衛門 足軽 源三郎			5.00 11.13		11.10 44.02	74.00 107.235	12.00 12.21	102.10 175.295
	2 西門 下岩戸門ノ内	百姓 久七 〃			*6.21		51.05 0.14	89.13	5.00	152.09 0.14
	3 上けん寺門 宮地門ノ内	百姓 弥左衛門 〃			3.06	4.10	29.20 9.00	70.03 28.105	22.00 3.09	229.09 40.195
	4 下岩戸門	甲斐左衛門 百姓 才兵衛 百姓 助左衛門 泉福寺		6.25 5.175 2.025	6.20 *11.00 7.10	11.20 3.20	73.20 47.03 18.20 8.00	59.04 28.026 25.034 10.20	9.00 2.15 2.15	155.09 105.281 59.209 18.20
	5 中江門 下岩戸門	百姓 加之介 〃			2.00		14.10 12.00	8.24		25.04 16.05
	6 指尾門	百姓 新右衛門 百姓 何右衛門 百姓 十左衛門 〃 〃 百姓 市郎左衛門 〃 〃 百姓 与四右衛門			7.10 3.06 2.10 〃 〃 2.10 〃 〃 8.00 **5.18	12.0012	62.25 17.27 1.285 14.00 17.27 1.285 60.01 25.15	52.0686 25.01 1.165 15.00 25.01 1.165 64.2085 23.0514	14.0914 1.1401 〃 〃 1.1401 〃 10.20 6.1285	139.27 46.2201 3.15 36.00 46.2201 3.15 155.1197 60.2099
	7 かくら尾門	百姓 彦兵衛 百姓 八介 百姓 甚右衛門			**4.118 **5.251 **9.01		43.235 21.00 51.195	138.008 92.04 67.162	6.25 3.00 6.175	193.011 121.291 134.242
	8 大迫門	百姓 茂右衛門 百姓 庄助		2.055	8.10 4.00	8.06	34.06 21.14	37.05 21.14	2.00	92.025 43.20
	9 きびノ迫尾門 あそ原門 西寺尾門	百姓 六右衛門 〃 〃			9.18		31.06 12.12 5.078	36.12 12.2735 2.00	15.10 〃 5.16	92.165 25.0935 15.038
	10 寺尾野門	百姓 万右衛門			**9.16	13.28	26.122	55.02	33.04	138.022
	11 内ノ口門	百姓 庄五左衛門			9.18		48.08	29.00	13.00	99.26
	12 東寺尾門	百姓 安左衛門 百姓 伝三郎 百姓 善左衛門 百姓 甚十郎			**5.20 1.12 2.00 2.00	29.2277 7.08	16.20 33.2508	77.2167 11.07	16.20 1.10	146.1444 57.0208
	13 嶺門	百姓 弥太右衛門 算用者 伊左衛門		7.00 2.185	**9.11 2.23	24.17 4.28	56.0881 60.1519	85.12 50.06	34.05 8.25	216.2881 129.1969
	14 塩井ノうそ門	百姓 幸右衛門 百姓 太郎右衛門					24.24 24.24	76.00 76.00	3.05 3.05	103.29 103.29
	15 上村門	百姓 太郎兵衛 百姓 孫作 百姓 権右衛門			5.18 5.28 **5.10	17.21 12.00 21.20	16.24 56.18 45.24	26.225 31.10 53.175	8.167 20.133 22.10	75.122 126.093 147.115
	16 下村門 あそ原門 あそ原門	百姓 作右衛門 〃 百姓 市介 〃			**7.26 〃 **7.26	1.1094	36.235 3.025 36.235 3.025	43.062 〃 43.062	6.15 〃 6.15	94.107 4.1344 94.107 4.1344
	17 上陳門 下村門 あそ原門	百姓 加之介 〃 〃 百姓 弥五兵衛			3.18 1.00 〃 3.18	10.00	17.02 40.147 6.228 0.235	0.065 40.147 6.228 0.235	20.00	30.265 61.147 6.228 46.215
	18 上板木門 下村門 あそ原門	百姓 惣右衛門 〃 〃			3.00 4.00		49.09 34.29 19.15	6.14 15.08 22.08	1.00 3.00	59.23 57.07 41.23
	19 下板木門	百姓 与次兵衛			4.00		32.29	15.08	3.00	55.07
	20 上岩神門 あそ原門 東岸寺門 神原尾門	百姓 五郎右衛門 〃 百姓 助右衛門 〃 〃			5.00 〃 5.00 〃 **5.291		33.06 〃 20.05 32.00	46.00 2.08 25.20 3.00 58.06	〃 〃 6.075	107.29 2.08 66.28 3.00 102.136
	21 通り山門 於ち立門	百姓 新兵衛 〃					35.22 11.25	26.00	2.00	63.22 11.25
	22 落立門	百姓 傳介 百姓 弥七兵衛			6.20 2.20	14.00 14.00	24.05 20.00	60.01 60.01	8.09 8.01	113.05 104.22
	23 竹ノ上門	百姓 伊右衛門 百姓 又右衛門			9.03 2.20	4.00	8.13 45.10	61.04 30.28	44.00 16.00	126.20 94.28
	24 小芹門	百姓 善之介 百姓 吉三郎 百姓 安之介			2.15 1.20 1.00	10.00 〃 1.00	13.00 28.22 17.15	62.00 8.25 6.00	31.00 2.00 4.00	118.15 41.07 29.15
	25 佐良系ノ門	百姓 九兵衛・武右衛門			1.20		58.22	27.00	56.00	143.12
	26 上尾野上門	百姓 与右衛門・久五兵衛			4.24	18.19	26.16	98.10	66.00	214.09
	27 たちやと里門 馬場門	百姓 庄右衛門 〃 百姓 分右衛門			3.00 2.00 4.00	15.25 11.15 21.20	5.10 6.00 7.26	12.10 9.01 27.20	2.00 15.00 4.00	38.15 43.16 65.06
	28 上馬場門	百姓 五右衛門			5.10	11.15		23.19	9.00	49.14
	29 ふるその門	百姓 今左衛門			5.26	20.04	13.00	35.20	17.20	92.10
	合 計			27.18	285.07	411.01	1808.22	2619.206	660.10	5812.186

近世前期南九州地域における門の構造と展開 (大賀 郁夫)

組名	門名	名請人	中田	下田	屋敷	中島	下島	山島	切野	合計
長野内組	1 岩元門	百姓 善右衛門 源五右衛門			*5.20 2.00	4.00 25.02	36.151 26.1299	85.14 16.05	22.20 0.20	154.091 50.1999
	2 中尾門	百姓 甚作 百姓 張左衛門・張三兵衛			*17.07 *17.07	6.21 6.21	41.0876 41.0876	10.23 10.23	9.00 9.00	84.2976 84.2976
	3 東岸寺門 中尾門	百姓 与四兵衛 百姓 紋兵衛			5.24 8.00	11.00 14.04	7.224 14.2548 4.1909	11.20 16.11	12.10 23.12	48.168 14.2548 102.20
	3 東岸寺門 中尾門 中尾門	百姓 惣左衛門 百与次兵衛 百姓 甚介 百姓 喜市郎			**11.00 6.29 **4.18	25.12 4.08 4.08	39.1351 65.28 5.18 23.18 4.00	59.23 24.15 1.09 16.00	20.08 1.00 1.00	155.2651 102.20 6.27 49.14 4.00
	4 左右殿門	百姓 久三郎 百姓 喜市郎			4.29 **1.23	1.23 1.07	46.06 40.23	24.00	43.00 35.20	95.28 103.13
	5 才田門	百姓 才兵衛 百姓 紋兵衛 百姓 善作 百姓 小次右衛門			3.09 1.225 1.225		21.2175 26.28 20.0832 12.2991	10.10 38.18 17.27 17.29	13.1647 57.16 84.1637 76.1116	48.2722 123.02 124.1419 116.1259
	6 黒原門	足輕 坂本平次兵衛 百姓 作左衛門 百姓 与茂介 百姓 与茂市 百姓 助左衛門 百姓 又兵衛			**7.20 **7.04 **7.23 3.27 **3.25	5.065 13.02 3.00 21.28 11.165	62.03 35.1004 18.1577 29.1994 43.0425 57.20	73.2724 45.18 22.0743 60.1113 10.109 48.2731	35.288 11.23 12.07 30.13 26.15 35.232	184.2554 105.2304 63.002 150.0506 83.2815 157.2201
	7 馬生木門	弁指 善五左衛門 百姓 藤兵衛			**13.27	7.235 21.275	54.12 66.19	54.14 48.13	54.29 44.21	185.155 181.205
	8 下岩戸門	足輕 甲斐長右衛門 弁指 次兵衛		8.00 8.235	3.00 5.00	7.05 4.28	31.03 53.14	99.18 78.145	58.00 57.10	206.26 208.00
	9 下馬場門	百姓 武兵衛 百姓 次右衛門		6.17 4.28	*6.20 *1.07		74.08 41.10	11.26 92.26	18.15 2.15	117.26 145.16
	10 有留門	百姓 半右衛門 百姓 善九郎 百姓 善次兵衛		6.045 1.045 3.15	3.18 3.00	19.165 11.275	33.285 57.025 26.10	18.11 6.02 6.26	25.15 12.10 9.05	107.035 91.165 45.26
	11 下陳門	百姓 兼右衛門 百姓 戸左衛門		18.06	**4.00 *4.296	19.244	42.232 64.208	36.24 43.02	2.00 3.20	113.246 134.184
	12 中のその門 佐目木門	百姓 助次郎・新四郎 小触 角右衛門 百姓 茂平次		5.00 2.00 1.22	**7.00 2.15 4.16	15.00 18.15	43.13 14.02 17.01 35.06	18.1203 9.15 17.0236	3.00 0.15 3.20	91.2523 18.17 45.16 62.0636
	13 津留門	庄屋 清太夫		39.06	3.225 **14.175	14.00	94.21	44.27	23.00	230.115
	14 野之後門 上川地門	百姓 安左衛門・権平			7.26	6.10	95.27	142.15 30.27	68.09 1.00	320.27 31.27
	15 上川地門	百姓 諸兵衛			6.00		62.18	65.01	29.00	162.19
	16 下川地門	百姓 三右衛門			2.00		39.04	16.15	42.20	100.09
	17 中その門	百姓 太郎右衛門・善左衛門			5.00	10.22	22.00	135.2601	24.10	196.2801
18 佐目木門	百姓 大右衛門 百姓 茂之介・又十 足輕 伊左衛門・伊五左衛門			2.10 5.19 13.00		32.12 112.12 89.15	8.15 2.20 109.00	1.05 1.00	44.12 120.21 212.15	
	合計		113.195	247.18	311.28	1956.02	1720.119	1720.119	5398.184	
土路久組	1 南門	百姓 孫兵衛 善左衛門			9.10	35.27	29.00	61.20		135.27
	2 折原門	弁指 久右衛門			12.00	51.14	82.24	109.25	19.00	275.03
	3 白石門	百姓 甚左衛門		9.25	9.10	27.06	55.08	171.26	19.05	292.20
	4 下荒谷門	百姓 源二郎			1.00		38.00	8.10	2.00	49.10
	5 上荒谷門	百姓 内蔵右衛門			2.00		17.10	21.10	0.20	41.10
	6 岩下門	百姓 吉十郎			1.12		13.12	7.00		21.24
	7 向土路久門	百姓 久兵衛			6.28	4.20	5.18	47.06	4.20	69.02
	8 土路久川地門	百姓 六兵衛			1.20		30.00	21.10	4.00	57.00
	9 土路久門	百姓 新左衛門 百姓 作十郎 百姓 助左衛門			3.18 4.00 1.20	10.06	22.14 41.00 20.16	43.22 6.00	27.00 41.00 15.20	96.24 96.06 43.26
	合計		9.25	52.28	129.13	355.12	498.09	133.05	1179.02	
馬背野組	1 馬背野門	百姓 孫次郎 源五兵衛			11.16	17.16	195.23	98.21	66.00	389.16
						5.2333	16.014	7.13 8.0522		29.0773 8.0522
	2 立石門 竹之脇ノ内 神殿門ノ内	百姓 長介 百姓 長介			3.10		75.28 20.10 1.22	32.10 8.10		111.18 28.20 1.22
	3 竹之脇門	百姓 左五右衛門 百姓 甚兵衛 百姓 四兵衛 百姓 小作 百姓 久左衛門	2.08 2.075 2.075 2.06 2.07	13.19 14.01 14.01 12.28 8.29	5.08 7.24 10.19 10.08 1.26	10.00 2.00 4.1346 3.2321	42.1775 33.201 44.2631 50.1085 25.1668	21.165 33.75 18.025 17.252 78.173 18.1575	10.10 5.25 2.27 7.275 10.205	105.1925 98.25.1 97.0677 105.0876 158.2433
	下尾野上ノ内 下角門ノ内							2.021		

組名	門名	名請人	中田	下田	屋敷	中畠	下畠	山畠	切野	合計	
馬背野組	4 神殿門	百姓 鉄兵衛 百姓 半介			5.035 5.035	4.025 4.025	54.29 54.29	53.01 53.01	26.03 26.03	143.09 143.09	
	5 下尾野上門	弁指 庄五兵衛 百姓 半之介 百姓 助右衛門			5.00 *5.00 5.00		53.068 62.0438 50.1394	93.018 36.2945 7.2478	64.10 15.20 14.00	215.2048 119.2383 74.0872	
	6 下角門	百姓 銀右衛門 権兵衛			*23.05	14.08	106.24	164.19	134.079	443.039	
	7 戸野口門	百姓 戸兵衛 百姓 十右衛門			5.13 5.13	12.195 12.195	39.015 39.015	98.285 98.285	13.20 13.20	169.225 169.225	
	8 くほ門 戸ノ口門ノ内 大平門ノ内	百姓 三五郎 〃 〃			1.09	1.10	31.00 3.00 2.24	105.16 5.125 4.145	38.15	177.20 8.125 12.08	
	下角門ノ内 戸野口門ノ内 大平門ノ内 下角門ノ内	百姓 三五郎 百姓 与三右衛門 〃 〃 〃			1.09	1.10	31.00 3.00 2.24	0.15 105.16 5.125 4.145 0.15	38.15	0.15 177.20 8.125 12.08 0.15	
	9 大平門 中野谷門ノ内	百姓 折右衛門 〃			4.16	16.00 3.255	54.06 2.2325	176.22 0.15	27.20	279.04 7.0375	
	10 尾平門 中野谷門ノ内	百姓 又四郎 十三郎 〃 百姓 久作 足輕 五郎助			3.06 4.00 6.04	11.165 3.22 2.275 3.0025 26.12	26.04 19.2325 10.26 4.12 27.10	77.16 57.17 4.15 68.18	11.00 7.00 2.1875 23.00	123.125 34.1525 71.105 14.16 151.14	
	11 中ノ谷門	百姓 津右衛門 百姓 津之介			4.06 5.00	9.2412 8.2213	67.2825 67.2825	37.165 37.165	15.1063 15.1062	134.2055 134.175	
	合	計		11.06	63.18	136.19	185.16	1320.28	1642.00	602.16	3962.13

(註) 元禄五年二月「岩戸村指尾組御検地帳」(高千穂町コミュニティセンター蔵岩戸支所文書)、同年同月「岩戸村長野内組御検地帳」(同)、同年同月「表紙欠(岩戸村土路久組御検地帳)」(同)、同年同月「表紙欠(岩戸村馬背野組御検地帳)」(同)より作成。

但し、この史料は県史目録では「元禄五年岩戸村新地帳」となっているが、内容的に元禄五年検地帳である。

\*上畠を含む。\*\*複数の屋敷を含む。合計は史料上の数字。単位は畝。

(二) 岩戸村における門の変遷

ところで、慶長期以降、岩戸村の門はどのような変遷をたどるのであろうか。同村には、慶長「竿帳」と「元禄」検地帳のほか、村内の門名と門高を書上げた慶安四(一六五一)年四月二十五日付「岩戸村御物成割付申目録」<sup>(64)</sup>が残る。これらの史料から、慶長期から元禄期までの岩戸村の門の変遷をみておこう。慶長→慶安→「元禄」三期に亘る門の変遷を比較したものが、第5表である。

まず、慶長期と慶安期の門を比較してみよう。慶長期には六四門がみられたが、このうち慶安期にも引き続いて門名がみられる門は五八門あり、全門の九〇・六%にあたる。すなわち慶長期のみの門は、5中江門・28猪鹿門・62下竹ノ上門・64西迫門の四門である。また慶安期には「窪ノ門」があらたに登場する。なお、慶長「竿帳」に「東岸寺五門」と記された35中尾門・36弥左衛門門・37寺分門・38岩元門・39左右殿門の五門は、慶安期には「東岸寺門」一門に編成されている。

次に慶安期と「元禄」期をみると、門数は六六に上り、指尾・土路久・長野内・馬背野の四組に編成されている。慶安期にみられて「元禄」期にない門は8あそ原門、逆に慶安期にみられなかった門で「元禄」期にある門が5中江門・35中尾門・39左右殿門など三門あり、これらは慶長期にみられた門の「復活」である。また、慶安期にはない「大平門」が加わっている。慶長期以後みえない28猪鹿門は、地理的にみて「元禄期」には土路久組下荒谷門・上荒谷門・岩下門・向土路久門・土路久門に分かれたものと考えられる。

こうしてみると、慶長期の門は多少の門数の増減を伴うものの、

近世前期南九州地域における門の構造と展開 (大賀 郁夫)

第5表 慶長～元禄期の岩戸村門の変遷

慶長期	畝数	慶安期	門高	「元禄」期	畝数	出作門		
1	宮地門	321.27	宮地門	5.40000	指尾組 宮地門	319.09		
2	西門	153.04	西門	5.29196	〃 西門	152.09	下岩戸門	
3	浄現寺門	144.11	浄玄寺門	3.22134	〃 上けん寺門	229.09	宮地門	
4	下岩戸門	386.05	下岩戸門	12.78557	〃 下岩戸門	363.07		
5	中江門	31.04		〃 中江門	25.04	下岩戸門		
6	指尾門	339.14	指尾門	9.63840	〃 指尾門	233.1102	下岩戸門・あそ原門	
7	かくら尾門	554.17	かくら尾門	10.93638	〃 かくら尾門	552.08		
8	あそ原門	282.11	あそ原門	8.75934	〃	337.0295		
9	大迫門	140.17	尾迫門	5.25200	〃 大迫門	135.225		
10	城尾迫門	124.05	城尾迫ノ門	3.24457	〃 きびノ迫門	92.165	あそ原門・西寺尾門	
11	西寺尾門	185.01	西寺尾ノ門	4.96534	〃 寺尾野門	150.06		
12	内ノ口門	126.26	内野口門	3.90543	〃 内ノ口門	99.26		
13	東寺尾門	297.20	東寺尾ノ門	9.15600	〃 東寺尾門	282.14		
14	嶺門	505.13	嶺門	11.72467	〃 嶺門	346.185		
15	塩井ノうそ門	234.28	塩井ノうそ門	4.16000	〃 塩井ノうそ門	267.28		
16	上村門	385.22	上村門	12.10339	〃 上村門	349.03		
17	下村門	297.15	下村門	7.74500	〃 下村門	307.131	あそ原門	
18	陳村門	77.18	上陳門	3.78967	〃 上陳門	77.18	あそ原門・下村門	
19	上板木門	80.11	上板木門	2.22665	〃 上板木門	59.23	あそ原門・下村門	
20	下板木門	127.02	下板木門	3.96266	〃 下板木門	55.07		
21	上岩神門	175.27	上岩神門	6.68000	〃 上岩神門	174.27	あそ原門・東岸寺門・神楽尾門	
22	通山門	63.22	通山門	1.98933	〃 通り山門	63.22	おち立門	
23	落立門	221.22	落立門	7.24000	〃 落立門	229.22		
24	竹ノ上門	221.18	上竹ノ上門	6.31330	〃 竹ノ上門	221.18		
25	小芹門	193.07	小芹門	5.68000	〃 小芹門	189.07		
26	佐良糸門	164.12	さらいと門	4.16930	〃 佐良糸ノ門	143.12		
27	白石門	292.20	白石門	8.49600	土路久組 白石門	292.20		
28	猪鹿門	617.16		〃	〃 下荒谷門	49.10		
				〃	〃 上荒谷門	41.10		
				〃	〃 岩下門	21.24		
				〃	〃 向土路久門	69.02		
				〃	〃 土路久川地門	57.00		
				〃	〃 土路久門	236.26		
29	折原門	279.13	折原門	9.95000	〃 折原門	275.03		
30	南門	150.27	南門	5.29400	〃 南門	135.27		
31	立宿利門	103.21	立宿理門	4.27731	指尾組 立宿利門	103.21	馬場門	
32	馬場門	93.00	上馬場門	3.34000	〃 上馬場門	93.00		
33	古藪門	92.10	古藪門	3.26000	〃 ふるその門	92.10		
34	尾上門	217.09	上尾ノ上門	5.85000	〃 上尾上門	214.09		
35	中尾門	194.13		長野内組	中尾門	195.22		
36	弥左衛門門	153.13		〃	東岸寺門	459.0731	中尾門	
37	寺分門	306.28	東岸寺門	39.03300	〃			
38	岩元門	251.05		〃	左右殿門	199.11		
39	左右殿門	209.11		〃	才田門	412.26		
40	才田門	412.26	佐井田門	10.61100	〃	津留門	230.115	
41	津留門	220.09	津留門	9.25006	〃	中のその門	91.2503	佐目木門
42	中野その門	187.20	中ノその門	7.02724	〃	下陳門	268.13	
43	下陳ノ門	248.13	下陳門	9.65200	〃	下馬場門	263.12	
44	馬場門	264.12	下馬場門	8.79200	〃	有富門	244.16	
45	有つミ門	244.16	有富門	9.12870	〃	下岩神門	414.26	
46	下岩神門	415.29	下岩神門	10.34305	〃	佐目木門	423.04	
47	佐目門	425.04	佐目木門	11.96434	〃	中のその門	80.2336	
48	中野その門	194.14	中藪門	5.03867	〃	下川地門	100.09	
49	下かわち門	131.13	下川地門	2.88868	〃	上川地門	194.16	
50	上かわち門	130.08	上川地門	5.50267	〃	野之後門	320.27	上川地門
51	野々後門	356.14	野々後門	7.57267	〃	馬生木門	367.06	
52	馬生木門	367.06	馬生木門	11.28567	〃	黒原門	745.14	
53	黒原門	743.23	黒原門	22.65360	〃	馬背野門	389.16	竹之脇門・尾上門
54	ませの門	441.06	馬瀬野門	12.64689	馬背野組	立石門	111.18	竹之脇門・神殿門
55	立石門	111.18	立石門	3.95067	〃	竹之脇門	602.24	下尾野上門・下角門
56	竹ノわき門	713.15	竹ノ脇門	25.41182	〃	神殿門	288.10	
57	神殿門	356.09	神殿門	9.43601	〃	下尾野上門	436.14	
58	尾ノ上門	443.08	下御ノ上門	12.37681	〃	下角門	445.21	
59	下津野門	441.26	下徒の門	12.86047	〃	尾平門	346.07	
60	尾平門	652.27	尾平門	15.48700	〃	中ノ谷門	325.1305	
61	中野谷門	355.18	中野谷門	12.17248	〃	戸野口門	356.10	
62	下竹ノ上門	355.10		〃	〃	くほ門	355.10	戸ノ口門・大平門・下角門
63	戸口門	356.10	戸口門	10.34991	〃	大平門	303.20	中野谷門
64	西迫門	69.08	窪ノ門	8.15600	〃			

(註) 慶長十四年「岩戸羊帳」、慶安四年「岩戸村御物成割付申目録」、「(元禄五年)御検地帳」より作成。

六四門中五六門（八七・五%）が慶長期より門として継続していたことが窺われる。編成もしくは分離した門は、新地開発がその主な契機であるが、他門の名請人から門地を名請けされる出入り作が増加したこともその大きな要因の一つであったと考えられる。その典型が、門地をすべて他門に名請けされて消滅した8あそ原門である。次にこの門地の出入り作について考えてみたい。

(三) 門地の出作状況

「元禄」検地帳には、屋敷のある自門に名請地を保有するだけでなく、他門に名請地や屋敷を保有する所謂出作関係が少なからずみられる。「元禄」検地帳の四組のうち、土路久組を除く三組で出作関係が確認でき、それを組別・門の名請人別にまとめたものが第6表である。組別では指尾組の門が多く、西門以下一一門を数える。ほか馬背野組五門、長野内組三門で、計一九門に上る。このうち指尾組指尾門の市郎左衛門・上陳門加介、上板木門惣右衛門、上岩神門助右衛門、立宿利門庄右衛門、それに長野内組中の蘭門角右衛門らのように、自門より他門の名請耕地の方が多い者もみられる。例えば指尾組指尾門の市郎左衛門は、自門に四反六畝二二歩余の名請地・屋敷を保有し、下岩戸門に三畝一五歩、あそ原門に一町五反五畝一二歩余を名請しており、自門の名請畝数に対する出作率は七六・九%に及ぶ。長野内組中の蘭門角右衛門も自門一反八畝一七歩に対し左目木門に四反五畝一六歩で出作率は七一・〇%、上陳門の加介も自門に三反二六歩余に対して、下村門に六反一畝一四歩余・あそ原門に六畝二二歩余で出作率は六八・八%などかなり高率

第6表 「元禄」検地帳にみる出作関係

組名	門名	名請人	自門名請	出作門	下田	屋敷	中畠	下畠	山畠	切野	合計	
指尾組	西門	久七	152.09	下岩戸門				0.14			0.14	
	浄玄寺門	弥左衛門	229.09	宮地門				9.00	28.105	3.09	40.195	
	中江門	加之介	25.04	下岩戸門	1.15			12.00		2.20	16.05	
	指尾門	十左衛門	46.2201	下岩戸門				1.285	1.165			3.15
				あそ原門			14.00	15.00	7.00	36.00		
		市郎左衛門	46.2201	下岩戸門				1.285	1.165			3.15
				あそ原門			60.01	64.2085	10.20	155.1197		
		与四右衛門	92.165	あそ原門				25.15	23.0514	6.1285		60.2099
				あそ原門			12.12	12.2735		25.0935		
	きびノ迫門	六右衛門	92.165	西寺尾門			2.10	5.078	2.00	5.16		15.038
				あそ原門			1.1094	3.025		4.1344		
	下村門	作右衛門	94.107				1.1094	3.025			4.1344	
	上陳門	市介	94.107									
	上板木門	惣右衛門	59.23	下村門		1.00			40.147	20.00		61.147
				あそ原門			4.00		6.228			6.228
上岩神門	五郎右衛門	107.29	下村門				34.29	15.08	3.00		57.07	
			あそ原門				19.15	22.08			41.23	
助右衛門	助右衛門	66.28	あそ原門					2.08			2.08	
			東岸寺門				3.00				3.00	
通り山門	新兵衛	63.22	神楽尾門			*5.291		32.00	58.06	6.075	102.136	
			落立門				11.25				11.25	
立宿利門	庄右衛門	38.15	馬場門		2.00	11.15		6.00	9.01	15.00	43.16	
長野内組	東岸寺門	与四兵衛	中尾門				14.2548				14.2548	
			中尾門				5.18	1.09			6.27	
			中尾門				4.00				4.00	
	中の蘭門	角右衛門	18.17	佐目木門			18.15		9.15	0.15		45.16
				上川地門				17.01	30.27	1.00		31.27
野々後門	安左衛門・権平	320.27										
馬背野組	馬背野門	孫次郎・源五兵衛	389.16	竹之脇門			5.2333	16.014	7.13		26.0773	
			尾上門					8.0522			8.0522	
	立石門	長介	111.18	竹之脇門				20.10	8.10		28.20	
				神楽門				1.22			1.22	
	竹之脇門	久左衛門	137.2648	下尾野上門					18.1575		18.1575	
				下角門						2.021		2.021
	窪門	三五郎	177.20	戸ノ口門					3.00	5.125		8.125
				大平門		2.24		4.295	4.145		12.08	
				下角門				0.15			0.15	
		与三右衛門	177.20	戸ノ口門					3.00	5.125		8.125
大平門					2.24		4.295	4.145		12.08		
尾平門	又四郎・十三郎	123.125	下角門					0.15			0.15	
			中野谷門		4.00		3.22	19.2325	7.00		34.1525	
	久作	71.105	中野谷門				3.0025	4.12	4.15	2.1875	14.16	

(註) 元禄五年「岩戸村指尾組御検地帳」・同「岩戸村長野内組御検地帳」・同「(岩戸村土路久組御検地帳)」・同「(岩戸村馬背野組御検地帳)」より作成。\*上畠を含む。単位は畝。

である。また指尾門の与四右衛門に至っては、指尾門内に名請地を保有せず、阿そ原門に屋敷地を二つと五反三步余を名請している。こうした例は決して稀ではなく、全名請人一三二人のうち他門に名請地を保有する者は二六人(一九・七%)を数えるのである。

一方あそ原門をみると、名請人は指尾門の十左衛門以下九人を数え、その名請畝数は三町三反七畝二歩余である(第6表参照)。阿そ原門に屋敷を保有する者は、指尾門の市郎左衛門と与四右衛門のみである。慶長期において阿そ原門は百姓上の新介が二町八反二畝一三步を名請していたことを考えると、阿そ原門のほぼ全畝数を示すと考えてよい。すなわち、慶長期に一人で名請されていた阿そ原門は、元禄期になると他門の者たちにより完全に分割される形で名請されていることになり、検地帳には同門名での記載はなくなるのである。おそらく慶安期から元禄期までの間に、全門地を他門者に名請されてしまう事態に陥り、門自体が消滅してしまったことがわかる。

このように、当時、質入れや売買による門地の錯綜化が問題になっていったようで、藩は「諸百姓・浮・被官抱之田畑売買、堅令停止事」<sup>(65)</sup>、「百姓抱之田畑買取申儀、前々より雖令停止、至干今、猥二有之由有其聞、自今以後弥堅可相守、若売買仕者於有之者、百姓ハ其沙汰可申付、買主ハ可為損銀事」<sup>(66)</sup>など百姓抱地の売買禁令を繰り返し出す。しかし、門という枠を越えて名請地の拡大・売買による土地集積の進行を阻止することは困難であった。

第7表 貞享期岩戸村田畠状況

	中 田	下 田	田 計	上 畠	中 畠	下 畠	山 畠	切 野	畠 計	田畠合計
本 高	11.06 1.12000	214.205 17.17467	225.265 18.29467	722.120 57.79200	1037.280 62.27600	5441.040 217.64533	6480.115 129.60767	2445.000 48.90000	16126.255 516.22100	16352.220 534.51567
城明新地		3.175 0.28667	3.175 0.28667	6.170 0.52533	7.240 0.46800	105.290 4.23866	378.085 7.56567	222.090 4.44600	720.275 17.24366	724.150 17.53033
新 地		8.185 0.68933	8.185 0.68933			6.120 0.25600	859.240 17.19600		866.060 *17.45200	874.245 18.14133
合計①	11.060 1.12000	226.265 18.15067	238.025 19.27067	728.290 58.31733	1045.220 62.74400	5553.150 222.13999	7718.140 154.36934	2667.090 53.34600	17713.290 550.91666	17952.015 570.18733
村小配分②				27.035 2.16933	31.140 1.88800	120.100 4.81333	153.2901 3.07934	27.150 0.55000	360.1151 12.50000	360.1151 12.50000
残①-②	11.060 1.12000	226.265 18.15067	238.025 19.27067	701.255 56.14800	1014.080 60.85600	5433.050 *217.32666	7564.1499 *151.29000	2639.240 52.79600	17353.1749 538.41666	17591.1999 557.68733

(註) 貞享四年九月廿三日「御勘文一紙帳」(岩戸支所文書)より作成。  
村小配分は、小持3人・足軽3人・庄屋屋敷・庄屋給地高を含む。  
\*計算上の数字。単位は上段が畝、下段が石。

(四) 新たな給地設定

こうした門の編成や門地の錯綜が問題化する時期と軌を一にして、延岡藩では新たな土地制度が導入されている。すなわち延宝期、城附平野部において導入された「高拾石鬪割」制である。これは万治期頃に行われた内検の成果をもとに実施されたもので、田畑の等級の割合が均一化するように鬪割を行い、高一〇石になるよう土地割替を行ったものである。徹底した耕地均等化の目的が、知行地の不公平是正による給人財政の救済に置かれていたことは明らかである。藩は高拾石割制を導入して給地の均等化を図り、あわせて領主権力による家臣団知行地の把握を実現したのである。

但し、高拾石割制によって作成された「鬪帳」が残るのは、管見の限りでは臼杵郡平野部のみであり、山間部の高千穂郷で

は見出せない。それでは、高千穂郷においてはどのような是正策がとられ、給地が設定されたのであろうか。給地状況が窺える岩戸村と五ヶ所村、および三ヶ所村の事例をみていこう。

① 岩戸村の給地

岩戸村に残る史料から給地が確認できるのは、貞享四(一六八七)年九月二十三日付「御勘文一紙帳」<sup>(67)</sup>である。勘文帳は特に高千穂郷で作成された田畠畝数・分米や年貢諸納銀および家内・牛馬数を記した台帳である(勘文帳に関しては別稿を用意している)が、この「御勘文一紙帳」は一紙部分、すなわち村全体の合計部分のみが記載されている。数値を表にしたものが第7表である。

岩戸村では、本高合計一六三町五反二畝歩余・五三四石五斗一升五合余のうち、田方が二町二反五畝歩余・一八石二斗九升四合余(三・四%)、畠方が一六一町二反六畝歩余・五二六石二斗二升一合(九六・六%)と畠方が田方を圧倒している。これに堀明新高七町二反四畝歩余・一七石五斗三升余と新地高八町七反四畝歩余・一八第7表石一斗四升一合余を加えた合計の一七九町五反二畝歩余・五七〇石一斗八升七合余が村高である。このうち同村の小侍甲斐左次右衛門と三足軽清右衛門ら各三人宛の計六人の給地、それに庄屋居屋敷と同年から支給される庄屋拝領高の合計一二石五斗を村配分として差し引かれ、残りが給地七五町八畝歩余・二四〇石と蔵入地一〇〇町八反三畝歩余・三一七石六斗八升七合余に分けられる。

給地についての記載は次の通りである。

百姓

拾石 出田権左衛門殿給

畠数三町三反式畝八歩

十左衛門  
孫之允  
与三右衛門  
久七  
市郎左衛門

給人出田権左衛門の給地一〇石分・畠数三町三反三畝八歩と、それを名請けする十左衛門ら五人の名請人名が記されている。岩戸村には給地を持つ給人が二人おり、これらをまとめたものが第8表である。

これをみると、給地は五〇石単位で小分けされており、一人平均給地は一〇石余である。しかし同じ一〇石であっても畠畝数は不同であり、それを請負う百姓数も異なっている。名請け百姓数は、給地二〇石をもつ有馬忠右衛門が九人、同じく仁保庄兵衛が八人と多いが、五石をもつ吉田牛之助や佐々木工馬右衛門のように一人の者もいる。いずれにしてもこの時期、給人に支給される給地は村内に五石〜二〇石単位で設定されており、その高に見合う名請け高を保有する百姓が割り当てられていたことがわかる。

それではこの給地百姓たちと門は、どのような関係にあったのだろうか。貞享期の名請け人名がわかる史料が無いため、それに近い時期のもので補わざるを得ないが、元禄五年「検地帳」と照らし合わせてみると、例えば有馬平兵衛(一〇石)の給地名請人のうち九郎右衛門は不明であるが、善左衛門は指尾組東寺尾門、甚作と弥三兵衛は長野内組中尾門である。また土屋孫兵衛(同)の場合、安太夫は不明であるが紋兵衛は長野内組東中尾門、善作と小二右衛

近世前期南九州地域における門の構造と展開 (大賀 郁夫)

第8表 貞享期岩戸村給人・給地百姓名

給人名	高(石)	百姓	給人名	高(石)	百姓	給人名	高(石)	百姓
① 鳥飼休次郎 畠数333畝224	10	小左衛門 仁左衛門	⑧ 本間十郎兵衛 畠数280畝27	10	五郎右衛門 傳右衛門 助右衛門 孫七兵衛 忠三郎 五郎八	⑮ 出田権左衛門 畠数332畝08	10	十左衛門 孫之尤 与三右衛門 久七 市郎左衛門
② 坂部金十郎 畠数291畝16	10	孫作 伊右衛門 善右衛門 勘右衛門 権左衛門				⑯ 田中源兵衛 畠数174畝20	5	与四右衛門 藤左衛門
③ 法力玄硯 畠数526畝845	15	六之允 小兵衛 作右衛門 久作 五右衛門 助兵衛	⑨ 有馬大膳 畠数345畝16 *家老	10	善兵衛 善七 安之允 武右衛門 喜三左衛門	⑰ 林田図書 畠数456畝1062	15	彦兵衛 九一左衛門 喜野右衛門 孫兵衛 傳作
			⑩ 吉田牛ノ助 畠数140畝155	5	分三郎			
④ 山内山三郎 畠数305畝1471	10	甚之允 九兵衛 分右衛門	⑪ 田中仁左衛門 畠数355畝09	10	安左衛門 作兵衛 長太夫	⑱ 有馬平兵衛 畠数233畝195	10	善左衛門 甚作 九郎右衛門 弥三兵衛
⑤ 有馬忠右衛門 田数32畝17 畠数505畝049	20	孫兵衛 孫野右衛門 源五兵衛 甚兵衛 藤兵衛 勘之允 市左衛門 四兵衛 五郎介	⑫ 有馬金兵衛 畠数700畝2899 *城代	20	仁右衛門 六郎右衛門 善之允 六兵衛 半介 加兵衛	⑲ 土屋孫兵衛 畠数399畝2878	10	安太夫 紋兵衛 善作 小二右衛門
			⑬ 谷川茂左衛門 畠数299畝13	10	伊兵衛 津之介	⑳ 佐々木工馬右衛門 田数8畝13 畠数105畝116	5	兼右衛門
⑥ 笠井貞右衛門 畠数303畝12	10	与次兵衛 甚介 平介 十介	⑭ 仁保庄兵衛 畠数647畝1528	20	作右衛門 市介 甚之介 孫右衛門 又左衛門 加右衛門 十三郎 為右衛門	㉑ 板原市郎右衛門 畠数157 畝2775	5	庄之允 十三郎
⑦ 笠満源左衛門 田数9畝15 畠数297畝23	10	甚左衛門 傳左衛門 善三郎 作十郎				㉒ 深尾支仲 畠数263畝1526	10	喜兵衛 八右衛門 惣右衛門 兵次兵衛

(註) 貞享四年九月廿三日「御勘文一紙帳」(岩戸支所文書)より作成。

第9表 延宝期の五ヶ所村

	上 畠	中 畠	下 畠	山 畠	切 野	山畠新地	合 計
本 高	85.13 6.83467	251.12 15.08400	1361.07 54.44933	3250.00 65.00000	641.08 12.82533	1526.12 30.52800	7115.22 184.72133
小 侍 給	5.00 0.40000	10.00 0.60000					15.00 1.00000
庄屋居屋敷	3.10 0.26667		18.10 0.73333				21.10 1.00000
残	77.03 6.16800	241.12 14.48400	1342.27 53.71600	3250.00 65.00000	641.08 12.82533	1526.12 30.52800	7079.02 182.72133
給 地	2194.23 60.00000						
藏 入 地	4884.09 122.72133						

(註) 延宝三年「御勘文帳」(矢津田家文書)より作成。給人は6人分。単位は上段が畝、下段が石。

門は同組才田門などが確認できる。すなわち名請人は組や門という地理的な地域性に関わらず、給地高が均等になるように名請け高を基準に割り当てられていたことがわかる。

このように貞享期には、岩戸村においては給人への給地は一筆宛の門地ではなく、五ヶ所村の五ヶ所村の名請地を保有する一々複数の名請人自身が給地単位となっていたのである。

② 五ヶ所村の給地

西北は肥後国、北東は豊後国に境する同村は、高原地帯に集落が点在し、万治四年の内検高帳では一五四石余であった。同村に残る延宝三年「御勘文帳」<sup>(68)</sup>は、高千穂郷に残された勘文帳類で最古の部類に属する。これらの概要をまとめたものが第9表である。

同村には田は無く、全畠方七一町一反五畝二二歩・一八四石七斗二升一合余のうち本畠高は五五町八反九畝一〇歩・一五四石一斗九升三合余(八三・五%)、山畠新地は一五町二反六畝二二歩・三〇石五斗二升八合(二六・五%)である。これから小侍を勤める矢津田忠五左衛門の給地



一反五畝歩・一石分と、庄屋吉左衛門居屋敷二反一畝一〇歩・一石の村配分を差引いた残り、七〇町七反九畝二歩・一八二石七斗二升一合余に給地が設定されている。同村に給地を宛行われた給人は町原三之允以下六人、給地合計二一町九反四畝二三歩・六〇石、残り四八町八反四畝九歩・一二二石七斗二升一合三勺三才は蔵入地であった。

各給人の給地高と百姓の名請畝数を示したものが、第10表である。町原三之允の場合、五ヶ所村内に合計で一五石分の名請地を保有する百姓市之允以下五人を配分されている。彼らの名請地の畝地等級は一定しておらず、実際の名請高は町原が一五石に対して一七石六斗余、田中十郎右衛門が一〇石に対し一石九斗二合余、波々伯部七兵衛が五石に対して七石六斗五升余であるが、山崎六之允は一〇石に対し八石七斗六升、林田九郎太夫も同じく七石八斗五升余など給地高を下回っており、必ずしも均等な名請条件とはなっていない。各給人の給地高と百姓数については、町原が一五石で五人、山崎・林田兩人が各一〇石で三人、小野・田中兩人が各一〇石で二人、波々伯部が五石で二人である。名請人の名請畝数が異なるため、同じ給地高でも人数差が生じることになる。

③ 三ヶ所村廻瀕門の給地

同村は高千穂郷三田井村から肥後国馬見原町へ通じる交通の要所で、万治四年内検高では村高七〇九石余であった。同村の廻瀕門には口留番所が置かれていた。廻瀕門は門高約一〇一石余、二三戸・男女二〇七人の大門であり、岩戸村や七折村の門のように周辺の門

第10表 延宝期五ヶ所村の給地状況

給 人	高	畝	百 姓	上 畝	中 畝	下 畝	山 畝	切 野	山畝新地	合 計	分 米
町原三之允	15	555.00	市之允	2.100		32.040	115.090	61.030	41.160	252.120	5.83067
			孫右衛門	1.050		30.240	25.080	33.140	6.240	97.150	2.63600
			善右衛門	1.050		30.240	25.080	33.140	1.000	93.150	2.52000
			茂兵衛	1.000		40.190	22.195	17.025	40.130	121.240	3.30866
			理右衛門	1.000		40.190	22.195	17.025	40.130	121.240	3.30866
			小 計	6.200		175.000	211.040	162.060	130.060	687.000	17.60399
山崎六之允	10	340.29	甚兵衛	1.075	3.180	38.270	53.270	15.000	17.240	130.135	3.60600
			四郎兵衛	1.075	3.180	38.270	53.270	15.000	19.000	131.195	3.63000
			半三郎	2.120	17.180	16.280	67.060	11.160	1.060	116.260	3.52400
			小 計	4.270	24.240	94.220	175.000	41.160	38.000	378.290	10.76000
林田九郎太夫	10	428.24	助十郎		3.075	9.020	80.155	16.180	0.332	111.130	2.54000
			千介	1.080			75.050	19.230	6.100	102.160	2.12666
			善吉	1.000		33.080	65.250	13.190	9.100	123.020	3.18666
小 計	2.080	3.075	42.100	221.155	50.000	16.232	337.010	7.85332			
小野仲安佐	10	377.27	分右衛門	1.090		64.210	114.120	1.000		181.120	5.00000
			安兵衛	3.080		43.210	33.040		136.180	216.210	5.40400
			小 計	4.170		108.120	147.160	1.000	136.180	398.030	10.40400
田中十郎右衛門	10	351.11	権右衛門	4.280	9.170	57.110	130.250	6.000	63.280	272.190	7.27867
			小兵衛	3.100	18.200	10.000	97.200	13.000	32.100	175.000	4.64667
			小 計	8.080	28.070	67.110	228.150	19.000	96.080	447.190	11.92534
波々伯部七兵衛	5	140.22	庄 蔵	2.160	11.120	24.050	32.100		50.100	*120.230	*2.49999
			市右衛門	2.170	11.120	24.060	32.042		33.160	*103.252	*2.50013
			小 計	5.030	22.240	48.110	64.142		83.260	224.182	*5.00012
合 計	60	2194.23		30.230	79.025	536.060	1048.077	273.220	2473.102	63.54677	

(註) 延宝三年「御勘文帳」(矢津田家文書)より作成。但、数字は史料上の数字。小計・合計・\*は計算上の数字。庄蔵および市右衛門の山畝は各々56畝18歩(1石132)であるが、このうち庄蔵は32畝10歩(0石64666)、市右衛門は32畝042歩(0石6428)が給地、残りは蔵入地に分配されている。単位は高・分米が石、他は畝。

と編成されることなく、独立した単独門として存続した。

さて、寛文八(一六六八)年五月二十八日付「御勘文帳」<sup>(69)</sup>は、同門に給地をもつ給人名が確認できる、高千穂郷内でも比較的早い時期のものである。これをまとめたものが、第11表である。

同門に給地をもつ給人は松田勘太夫以下五人であり、給地高の記載はないが、畝数から五〜一五石単位であったと考えられる。ここで確認できる特徴は、松田ら給人には土地ではなく名請百姓が配分されていることである。松田の場合、百姓四郎右衛門と喜左衛門二人が付されており、彼らが名請する田畠物成高に対する物成銀に小物成銀を加え、そこから現物上納され田分が相殺された分が差引かれた上納銀が給地年貢となった。同門の百姓は給地百姓と御蔵百姓に明確に区分されており、給人の給地高に対応して百姓名請高が調整されたため百姓数は一定ではない。名請高の調整にも限界があるため、例えば給地高一〇石の市川と青木の場合にみられるように、物成高が近似していても田畠畝数の多少や現物納される産物の量的差など不公平さは避けられなかった。また夫役など諸役については、年貢と同様に門単位に賦課されるのであるから、給人が個人的に給地百姓に賦課できたわけではなかった。高千穂郷では原則として、産物以外はほとんどが銀納であったことから、諸役も銀納され給地高に見合うだけの銀が納入されたと考えられる。

以上のように、「御勘文帳」にみられる給地についてみてきたが、そこで確認されたのは慶長期のように給地が門地ではなく、名請人自体を給地百姓として設定・配分されていることである。この時期、藩では新地開発の成果と給人知行の格差是正・把握のため、城

第11表 寛文期廻瀨門の給地・蔵入地

給人/蔵入	百姓	田 畝	畠 畝	合計 畝	物成高 石	物成銀 匁	上納銀 匁	男 人	女 人	計 人	牛 疋	馬 疋
松田勘太夫	四郎右衛門	15.21	98.23	114.14	4.13732	49.988	40.847	4	5	9	1	1
	喜左衛門	36.15	125.28	162.13	6.52600	78.847	59.133	6	7	13	1	2
	小計	52.06	214.21	276.27	10.66332	128.835	99.980	10	12	22	2	3
大村平右衛門	藤右衛門	11.25	85.21	97.16	3.90465	47.176	41.633	5	2	7		1
	弥太右衛門	8.12	82.02	90.14	3.01598	36.441	30.195	3	1	4		
	四郎兵衛	19.20	108.03	127.23	5.66140	68.400	53.276	8	6	14	2	2
	小計	39.27	275.26	315.23	12.58203	152.017	125.104	16	9	25	2	3
市川惣右衛門	金十郎	8.15	80.18	89.03	3.24465	39.202	35.049	4	4	8	1	1
	弥八兵衛	17.01	181.11	198.12	7.57664	91.540	82.955	6	8	14	1	2
	小計	25.16	261.29	287.15	10.82129	130.742	118.004	10	12	22	2	3
青木喜左衛門	庄五郎	14.01	70.06	84.07	3.02198	36.912	28.402	4	2	6	1	
	徳之丞	9.14	35.18	45.02	2.01065	24.292	18.535	3	1	4		1
	新左衛門	26.22	110.09	137.01	5.14465	62.158	47.252	4	5	9	1	2
	小計	50.07	216.03	266.10	10.17728	123.362	94.189	11	8	19	2	3
上代五郎右衛門	伊右衛門	21.07	102.03	123.10	5.00000	60.410	48.251	7	8	15	1	
蔵入	六善兵衛	7.15	78.15	86.00	3.09198	37.358	31.968	3	2	5	1	
	宇左兵衛	6.22	132.06	138.28	4.47531	54.070	51.065	5	2	7	1	1
	清孫左衛門	25.05	194.24	219.29	7.69066	92.918	79.092	7	8	15	3	2
	源右衛門	9.23	91.15	101.08	2.87066	34.684	28.115	3	2	5		2
	弥十郎門	25.07	94.09	119.16	5.05464	61.071	46.699	5	7	12	1	2
	源右衛門	14.25	56.07	71.02	2.94732	35.610	28.439	2	5	7	1	
	惣右衛門	14.25	75.16	90.11	3.23800	39.121	30.505	6	4	10	1	1
	忠右衛門	24.24	81.17	106.11	4.19992	50.745	36.040	4	6	10	3	2
	甚右衛門	10.13	33.00	43.13	2.14532	25.920	18.656	4	3	7	1	1
	藤喜介	32.18	114.21	143.25	7.21397	87.160	67.836	7	5	12	1	2
	小計	37.14	130.27	167.11	7.20330	87.029	64.343	5	5	10	1	1
合 計	11.11	42.07	53.18	1.99998	24.164	17.256	2	2	4			
合 計	220.22	1111.04	1343.06	52.13106	629.850	500.014	53	51	104	14	14	
合 計	409.25	2206.05	2616.00	101.37465	1224.809	986.207	107	100	207	23	26	

(註) 寛文八年五月廿八日「御勘文帳」(西臼杵郡五ヶ瀬町第四公民館蔵文書)より作成。  
数字は小計以外は史料上の数字。小計は計算上の数字。合計は一致しない。

附平野部では新たな土地制度として「高拾石圃割制」が導入され、かなり徹底した高の均一化が図られた。しかし高千穂郷などの山間地域では、耕地が散在し生産力格差が大きいため高の均一化には限界があり、そのため同郷に給地を持つ給人には高に依じて名請高を組み合わせた名請人自体が配分されたのである。

### むすびにかえて

中世期、南九州地域に広範にみられた門が、近世期において異なる地域性や領主権力の差によりどのような変遷を遂げるのか、またそれは何を要因とするのかという観点から、特に山間地域の臼杵郡高千穂郷を対象に検討してきた。いままで明らかにしてきたことをまとめて、むすびにかえたい。

慶長期の門については、岩戸村の慶長「竿帳」から、耕地の集計が門単位でなされており、門地の名請状況から圧倒的な名請畝数を保有する者がいる一方で、屋敷のみや一反歩以下の者が三六%近くみられることなどから、門が家父長制的経営体であると同時に年貢賦課の単位であったことが確認できた。名請人には、百姓上や名子下といった「格付」が付されており、各人の「格付」と名請規模から、この時期は未だ名子・被官らの従属度が強く自立途上の段階であった。また門地は給人に給地として配分されており、門によっては給地門・御蔵門とよべるものもあったが、門の規模が不均等であり、かつ地理的・生産的に有利・不利は否めず、給地としての不公平さは避けがたい状況にあった。

こうした門の様相が変化をみせるのは、新地開発と農村の荒廃である。新領主有馬氏は強硬な新地開発を推し進め、万治期までに城附で六一・四%、山間部高千穂郷でも一五・三%の増高を得た。藩は徹底した隠田畠摘発を行い二万石余の内高増加をみるが、その一方で災害による耕地の荒廃化が深刻化した。特に寛永期の大洪水の被害は深刻で、岩戸村では村内の約半数以上の田が永荒や畠地となっている。その後も災害は繰り返し続き、延宝期には数度飢饉に見舞われている。こうしたなか、小門は周辺の数門でまとめられるといった門の編成がみられた。七折村の場合、椎屋門・伊野門・末市門は万治期末までそれぞれが年貢賦課の単位であったものが、寛永期になると門別記載がなくなり、三門をあわせた椎屋門が一つの単位となっていた。また同村竹野原門と楠原門、上顔門と下顔門なども寛永期を境に統合され帳簿も一冊となっていくなど、門の編成は寛永期がひとつの画期となっていたといえる。しかし、同村中川門や、家代村黒葛原門や三ヶ所村廻測門などでは編成されることなく単独門として存続していくが、これらの門は交通の要所に位置するなど、門の立地性が重視されていたことによるものと考えられる。

その後も門の編成はすすみ、岩戸村に残る「元禄」検地帳では村内の六六門は、指尾・長野内・土路久・馬背野の四組に編成された。門地の名請状況から、全体として各人の名請畝数が増大し、慶長「竿帳」でみられた屋敷のみの者や無高に近い者はほとんどみられない。慶長期に比べ、より現実的な年貢負担者として把握されていたことがわかる。また給人の給地も門地ではなく、名請人自体を

配分されていた。これは門地の錯綜化が問題となつてゐることを背景にしているが、城附平野部で「高拾石圃割」制が導入されて給地の均等化が図られたのに対して、山間部では門地から門名請人自体の配分に替えられたにすぎず、限界が大きかつた。

以上のように、高千穂郷でみられた門は、近世期初頭では家父長制的経営体であり年貢諸役の賦課・徴収単位であつた。しかし、寛文ノ延宝期を画期として、より効率的な行政単位としての「組」や「門」に編成され、それが新たな支配の単位となり機能していく。門は、高島氏の言う「耕地片の所在を指示する呼称<sup>(70)</sup>と化していくのではなく、あくまで領主にとっては年貢諸役の賦課・徴収など行政的支配単位、また百姓にとってはひとつの生産・生活の場であるなど、村落社会の基本単位として保持され続けるのである。

註

- (1) 『宮崎県史 通史編 近世下』第六章 鹿兒島藩 (宮崎県 二〇〇〇) 二九四頁
- (2) 尾口義男「薩摩藩「享保内検」と幕府「享保改革」」(黎明館調査研究報告第十一集 一九九八) 注参照。但し、具体的・詳細な研究は未だ課題として残されている。
- (3) 末永和孝「近世初期における飢肥藩の農村構造」宮崎県教育研修センター『研究紀要』第四四号 一九七五
- (4) 一九七一年度地方史研究協議会大会報告
- (5) 高島緑雄「延岡藩臼杵郡の村落と門」(明治大学内藤家文書

研究会編『譜代藩の研究』八木書店 一九七二)

- (6) 二宮哲雄「同族組織の成立・発展および崩壊過程―封建制と同族制―」(『社会学評論』32号 一九五八)
- (7) 但し、氏は「門川村は、明らかに一の自然集落からなる村落である。しかし行政的には四つの門に編成されている」(同書 四六四頁)と述べており、そうであれば門Ⅱ自然集落ではなく、自然集落の複合体ということになる。
- (8) 前掲高島論文 四七八頁
- (9) 前掲高島論文 四八七頁
- (10) 氏によると、元禄検地帳の目録作製と写真撮影にミスをおこしたため、その分析は省略したという(同四九三頁)。
- (11) 前掲高島論文 四九一頁
- (12) 氏が使用された矢津田家文書の慶長検地帳や寛永ノ寛文期の人馬帳などは現存しない。
- (13) 『宮崎県史 通史編』でも、門は家父長的な門主のもとに傍系家族や名子などの隷属百姓を労働力として編成したものと規定し、領主は門をそのまま行政の単位として把握したと想定した。また新地開墾による耕地拡大は門のなかに隷属的に組み込まれていた傍系家族や名子たちの自立を促したため、門のなかに小村ができたり、門そのものが複合したりして膨張していったといえる(『宮崎県史 通史編 近世上』八〇頁)。
- (14) 『国乗遺聞』卷之四 (国立国会図書館蔵『宮崎県史 史料編 近世1』所収)
- (15) 「日向国臼杵郡之内郷村高帳」(岡山大学付属図書館蔵三浦家

- 文書『宮崎県史 史料編 近世1』所収)
- (16) 「郷村高帳」(内藤家文書『宮崎県史 史料編 近世2』所収)
- (17) 「竈数石高人別調帳」(内藤家文書『宮崎県史 史料編 近世2』所収)
- (18) 「高千穂十八ヶ村人馬改帳」(佐保家文書『宮崎県史 史料編 近世3』所収)
- (19) 「竈数石高人別調帳」(内藤家文書『宮崎県史 史料編 近世2』所収)
- (20) 高千穂町コミュニティセンター蔵(『宮崎県史 史料編 近世1』所収)
- (21) 慶長十四年「中川村御検地帳控」(中川幹愛家文書『日之影町史』三史料編1町内文書(一)所収)
- (22) なお元禄五年検地帳と称されるものの中には、奥書に「慶長拾四年高尾尾五ヶ所村御検地帳写如此ニ御座候、尤御検地役人ハ相知不申候」とあるものが、五ヶ所村(矢津田家文書「五ヶ所村検地帳」)や三ヶ所村廻廻組(五ヶ瀬町第四公民館所蔵「三ヶ所村検地帳」)に残るが、形式は名寄帳形式である。
- (23) 『宮崎県史 通史編 近世上』一九頁。なお秋澤繁氏によれば、幕府は慶長十一年江戸城大普請の動員のため西国大名の役高決定のため「御前帳」徴収を命じるが、意図するところは対豊臣・西国大名対策として「豊臣御前帳」の失効と西国大名領における国制的土地支配権の奪取にあり、同時に夫役増大のための百姓経営数の増大を図ったものであった(秋澤繁「慶長十年徳川御前帳について(二)」『海南史学』31号 一九九三)。
- (24) 史料上の数字。計算上は田二町二反五畝二三歩、畠一七二町二畝二四歩である(「岩戸竿帳」『宮崎県史 史料編 近世1』所収)。
- (25) このことは、「百姓」経営数の増大を図り、「家別」に賦課する「夫役」増大を意図したものと考えられる(安良城盛昭「近世初期における農民支配政策の展開」古島敏雄編『日本地主制史研究』一九五八 岩波書店)。
- (26) ところで、高島氏は下岩戸門と西門の関係、すなわち西門の名請人は後家を除きすべて下岩戸門の居住者に占められており、しかも耕地の大部分が給人の又左衛門が占め、給人の被官らも小規模ながら畠地を保有すること、西門では後家以外屋敷地を持たないことなどから、西門が下岩戸村の給人又左衛門の主導のもとに隷属下にある下岩戸門居住者により開発された出作地としている。氏はそこから西門は農民の経営単位として把握される門ではなく、「西」なるところに存在する耕地の所在を指示する呼称に過ぎないと結論づけている(前掲高島論文四八九頁)。このような例は、50上かわち門と49下かわち門(「めくら」弥介の屋敷以外)の全耕地を名請けしている御鉄砲衆小作など数例みられる。しかし「竿帳」全体をみる限り、こうした例はきわめて少数であり、この時期に門が「耕地の所在を指示する呼称に過ぎない」とするのは早計であろう。
- (27) 『高千穂町史』(高千穂町 一九七三) 一四一頁
- (28) 拙稿「延岡藩における門と高拾石割制について」(九州大学国史学研究室編『近世近代史論集』吉川弘文館 一九九〇)

- (29) 寛永十三年九月二十八日「願書」(高千穂町コミュニティセンター蔵岩戸文書)
- (30) 寛永十四年七月「起請文之事」(同右)
- (31) 寛永十七年九月十九日「覚」(同右)
- (32) 自慶長元年至正徳五年「高千穂真楽寺三世方順日記写」(高千穂町正念寺蔵宮崎県立図書館寄託『宮崎県史 史料編 近世1』所収)
- (33) 貞享五年「五ヶ所村質ニ召置申候年季者御改帳」(矢津田家文書『宮崎県史 史料編 近世1』所収)二〇六頁
- (34) 『国乗遺聞卷之四』封国第九(『宮崎県史』史料編近世1)三六八頁
- (35) 万治四年二月二十二日写「延岡藩村高・内検高覚」(中城家文書『宮崎県史』史料編 近世1)一三三五頁
- (36) 椎屋区有文書(日之影町椎屋公民館所蔵『日之影町史』三史料編1 町内文書(一) 所収)
- (44) 竹の原区有文書(同右)
- (50) 中川幹愛家文書(同右)
- (55) 慶安四年九月五日「田島帳并諸小物成人面帳」(東臼杵郡諸塚村黒葛原公民館蔵)
- (56) 寛文八年五月廿八日「御勘文帳」(西臼杵郡五ヶ瀬町第四公民館蔵)
- (57) 『宮崎県の地名』(日本歴史地名大系46 平凡社 一九九七)
- (58) 西臼杵郡高千穂町コミュニティセンター保管岩戸文書
- (59) 『国乗遺聞』卷之四封国第九(『宮崎県史』史料編 近世1)三六八頁
- (60) 正徳二年十二月十四日「日向国臼杵郡黒木村指出帳」(東臼杵郡北郷村黒木家文書『宮崎県史』史料編 近世3 所収)
- (61) 正徳三年十二月十六日「日向国臼杵郡庵川村指出帳」(明治大学図書館所蔵内藤家文書『宮崎県史』史料編 近世3 所収)
- (62) 正徳二年十二月十八日「日州臼杵郡三川内村指出帳」(北浦町猪股家文書『宮崎県史』史料編 近世3 所収)
- (63) 正徳二年十二月十八日「日州臼杵郡古」(江村指出帳) (北浦町北浦町役場所蔵文書『宮崎県史』史料編 近世所収)
- (64) 高千穂町コミュニティセンター蔵岩戸文書
- (65) 天和三年十月「有馬侯御代御法度書之写」(高千穂町コミュニティセンター保管岩戸文書『宮崎県史』史料編 近世1 所収)
- (66) 貞享三年十二月「梶田市之丞殿被仰渡書」(右同)
- (67) 西臼杵郡高千穂町コミュニティセンター保管岩戸文書
- (68) 西臼杵郡高千穂町コミュニティセンター寄託矢津田家文書
- (69) 西臼杵郡五ヶ瀬町第四公民館所蔵文書
- (70) 前掲高島論文四八九頁